

第8日目（9月10日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。傍聴の皆様、早朝よりありがとうございます。ご苦労さまです。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。これから本日の会議を開きます。なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の日程は、一般質問といたします。質問時間制限は1人30分以内といたしますが、1人当たりの質問総時間のめどを60分以内とするよう努めていただくようお願いいたします。なお、総時間50分を過ぎたところで、「残り10分を切りました」とご案内いたしますので、よろしくようお願いいたします。

初回の質問時に限り、登壇して行っていただきます。降壇後は質問席に着席をお願いいたします。質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。あわせて答弁につきましても、簡潔明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。

なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問事項についてのみまとめて行っていただきます。また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、議員の市長に対する答弁は、議員の質問時間を含めないこととします。よろしくお願いいたします。

○議 長 質問順位1番、議席番号8番・永井拓三君。

○永井拓三君 おはようございます。改めまして、平成30年7月豪雨、台風21号、平成30年北海道胆振東部地震で被害に遭われた方々に対して、この場をお借りして哀悼の意を表します。

南魚沼市の地方創生について

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回の質問は南魚沼市の地方創生についてです。地方創生がいつ生まれた言葉なのかは定かではありませんが、私が1期目の初めころから地方創生の交付金などの交付が始まり、その推進を図る政策が動き出したなど感じております。それから数年がたち、私自身は市内の若者が意志を持って動き出したり、リタイアされた方々も生き生きと日々をこの地域で過ごしている様子を感じ取っています。一方で、南魚沼市が交付を受けている地方創生加速化交付金、地方創生推進交付金を使ってどのように地方創生をしているのか。C R C構想などの移住施策はどのような結果をもたらし、今後どのように進んでいくかなど、市民の関心はいまだ高いままです。

地方創生は、そもそも地方都市が抱える人口減少問題で、財源や人的リソースが不足している二次的な問題にブレーキをかけることが目的で始まったと私は認識しています。その点では、市長の掲げる若者が戻ってこられるまちにしたいという思いには共感できます。地方創生が進み、人口減少問題が国のほかの問題にすりかえられないうちに、地方自治体である

市の姿勢を確認し、以下のとおりに質問をします。

- 1、ふるさと納税を効率的に利用し、さらなる市の発展をどのように見込んでいるのか。
- 2、南魚沼市は、2020年に答申が示される「圏域」の法制化についてどのように対応するか。
- 3、今後10年で変わる社会構造をどのように予想し対応策を考えるのか。演壇からは以上です。

○議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。
市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆様、大変ありがとうございます。
それでは、永井議員のご質問に答えてまいりたいと思います。

南魚沼市の地方創生について

地方創生テーマで1点目のふるさと納税のことです。南魚沼市ふるさと応援寄附金——ふるさと納税につきましては、実に多くの皆さんからご支援をいただいております。平成29年度については、約9億900万円のご寄附をいただきました。また、今年度も既にご寄附をいただいております。この場をお借りして、ご寄附をいただいた皆さんに改めて感謝を申し上げたいと思っております。有効に使っていただくということでもあります。

きのう現在の話をひとつさせていただきます。きのうの終わりで1万408件のご寄附をいただきまして、金額にしますと、2億9,114万400円。これは昨年と同じ時期と比べますと、昨年はこれが4,394件で、1億1,382万7,600円ということで、伸びを言いますと2.6倍ということになります。ただ、これは6月1日から昨年は始めていますので一概に言えませんが、それ以降の1か月単位で言いますと、昨年度と比べて平均1.5倍で今、推移をしています。大変な数字だと思っております。

この効果的な利用についてでありますけれども、ふるさと納税はあくまでも寄附金というものであります。なので、恒常的な、もうずっと続けていくようなそういう財源として見込むということは、これは当初から言っておりますが、性質上適当ではないということは間違いないと思います。このことから経常的な経費ということではなくて、臨時的な経費や、また初期投資が大き過ぎるためにこれまでなかなか手をつけられなかったとか、そういう懸案となっている事業に充てていくことが、私は本旨と考えております。実施計画など整合を図りながら効率的に活用していきたいというふうに考えているところであります。

いずれにしても、ご寄附をいただいた方々の意向に沿ったという形がまずはベストであり、そして引き続き応援していただけるような使い方、これには、ご意思に沿ったということだけではなくて、我々からこういうことに使いたいので、ぜひ、協力、共感していただいて、ご寄附くださいということも含めて考えることが重要だと思っております。

次に寄附金を活用した市の発展についてどういうふうに道づけていくかというご質問ですが、平成29年度における具体的な寄附金の使い道としては、これはご存じのことですけれども、子育て支援センター、イオンモールの中のほのぼのですね。そして保育園送迎用のバスの購入、これらをはじめとする環境整備などに使わせていただきました。子育て世代への支

援の充実に活用させていただいたというふうに、そういう位置づけであります。

このほか新たな取り組みとしては、ここでもいろいろな議論をされておりますが、2020—2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、雪エネルギーの有効性と産業、そして観光振興等に取り組む費用として、活用を今、しているところであります。雪の有効性を国内外へ情報発信するとともに、知名度の、そして大変やっかいであったという雪を新しく変えていこう、そういうことへの取り組みの知名度の向上を図る目的で取り組んでいます。2020年に向けて効果的な事業展開と、これはあとは我々だけではなくて、裏日本とも言われてきました特に降雪山間地域に位置する自治体の皆さん、そしてこれに賛同いただき、また将来を展望しようと望んでいる民間団体の皆さんとの連携を模索しながら、オリンピック開催後も持続可能な取り組みを続けていくことが大変重要だと考えております。自然エネルギーとしての活用や新たな産業の創出などを目指して、将来における市の発展の1つの柱となるように進めてまいりたいと考えているところであります。

2つ目のご質問の、ちょっと聞きなれない方もまだいらっしゃると思いますが、政府が2020年に答申を示されるとしております圏域の問題です。この考え方については、国において7月に始まったばかり、第32次となりました地方制度調査会ここでの検討が始まったばかりであります。第1回会議が7月に行われて、さまざまな立場の委員から意見が出されたというところにまだとどまっているということでもあります。しかし、政府はこの方針を持ってそれを進めていこうという考えであることは紛れもないところだと思います。

現時点ですけれども、その対応についての、今、議員から私の考え方はどうだということですが、まだ具体的に述べることは難しいと思います。国が示す圏域の考え方というのは、現在の地方自治のあり方を大きく変えるものだというふうに、これは間違いないというふうに思っております。実はその呼ばれた委員の中には、全国市長会長の立谷相馬市長さん——新しい市長会長になっていますが——大変苦言を呈したということや、ほかの委員からもさまざまな意見が出たそうであります。

言われるところの2040年の日本を見据えて逆算的にものを考えていこうという視点、これを否定するということではありませんけれども、政府の言う圏域という考え方は、基礎自治体の存在とか位置づけを転換するというものも含まれておりますので、慎重な議論が必要だと私は考えております。

人口減少問題に対応するために、それぞれの総合計画・戦略これらに基づいて、私どもの市も含めて地域の実情に応じた地方創生の取り組みをそれぞれが、今、本当に死に物狂いで進めているわけであります。我が市の地方創生の取り組みも、必ずしも全ての事業が思いどおりに進んでいるということではありません。そんな生易しいものではありませんが、それでも現時点では道半ばと認識をしながら、PDCAのサイクルによりまして、毎年それを見直しながら一步一步進めているというところが実感であります。まだまだ高所から言われる議論だけで進むのかという疑問が私はございます。

繰り返しになりますけれども、それらの取り組みはまだ始まったばかり、そういう状況の

中でその取り組みの結果や成果を検証もしないうちに、2040年には、この地域は衰退してしまうので圏域行政の取り組みを、というふうに言われても、それは本末転倒の話ではないかと私は考えております。

もう一つ踏み込んで言うならば、我々は政府の言っている圏域、5万人ぐらいの市を中心市にして周りをまとめていこうと。既にもう始めています。そういう視点で、今、行政が動いているということもお伝えをしておきたいと思います。

3つ目の、10年で変わる社会構造をどう予想し対策と、なかなか難しいテーマだと思いません。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計、よく言われるところのこれでは、10年後の2030年には南魚沼市の人口は、5万人を下回って4万9,360人になると予想はされています。今よりもおよそ1万人がこの地域からいなくなるということが、このままでいくとそういうことになります。生まれてくる子供も年間100人程度減るという計算になっています。非常に衝撃的なことであることは間違いありませんが、現在の人口構成から考えると、このまま何もしなければ、それを受け入れなくてはならないという現実になっていくということになります。

注意していかなければならないのは、減少する1万人のうち生産年齢人口に目を落としますと、8,000人程度を占めると言われています。この8,000人の労働力を失った社会を想像すること、極めてなかなか思いたくもないけれども難しい問題。これが迫っているという事実から目をそらさずにどうやっていこうかということだと思えます

以前から申し上げているとおりですけれども、地域との協働。市の中のまた細分した地域、そことまた逆の市を超えた広域的な政策連携——これは先ほどの少し圏域ということにも絡んでまいります。これらが非常に重要だと思えます。行政と地域がいかに効率的な役割分担をしていくか。行政と地域、そして広域がそれぞれ役割分担をしていくことができるか。これを進めていく必要があると思っています。

定住自立圏、既に2市1町で湯沢、魚沼市と結んでいるわけであります。これらの広域的な枠組みで連携を進める必要がある。1つずつの自治体でフルセットでものを考えるという時代は既に、やめなければならないというふうに私は思って、ここでもよく発言をしています。こういうことを進めていくことだと思えます。

移住先として選ばれるさまざまな施策の展開も必要であります。いずれにしても住みやすく、子供たちを育てやすい環境づくりをすること。そして、果敢に必要なタイムリーな施策をきちんと打っていきける、そういう体力をつけた自治体づくりが必要、そしてその道筋を立てていくのが大事だというふうに考えています。以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の地方創生について

市長から明確な答弁がありましたので、それに沿って再質問をしていきたいと思えます。少し深く掘り下げなければいけない部分も出てきていると思うので、その点に関してはちょっと専門的な話が続くかとは思いますが、また答えていただければと思えます。

まず、今現在のふるさと納税の納付額であったり、伸び率であったりというところは理解しました。そのデータを今度は返礼品に当てはめてみると、今一番お米が人気なわけですね。ただ、お米がとれる量というのは、ほぼ一定量ですよ。年によっての誤差はあっても、一定量の中でそれ以上出すことはできないとなると、お米でのふるさと納税額というのは天井が必ず決まるわけです。一方で、そのほかの物産品で言えば、シイタケであったりスイカであったりというところは、今後伸びるだろうというふうに予想しています。

今現在 2.6 倍だったところが、上限が恐らく十数億円というところで、お米に関しては売り切れということで打ちどまりになるのではないかなと思っているのですけれども、その他の物産品も含めて、今現在、毎日何件かという件数も出ているわけですよ。そうすると、納付のピークというのが恐らく 2 回あるのではないかと予想していて、1 つは、新米がとれるだろう今の時期ぐらいから新米がとれた後に対してふるさと納税をする方。ピークが一旦落ち着いて、今度は制度自体が締め切りだよというような年度末にかけてまた増えていくと思うのです。このあたりの調査はいかにされていますか。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の地方創生について

細かい数字でちょっと申しわけありませんが、あと足りないところは担当課の調査というか、考えを聞いていただきたいと思っておりますけれども。まず 1 点は、米が、心配の向きはわかる。そういうことを言われる市民の方もいますが、ふるさと納税に使う量がなくなるということは、私はないと思います。自己販、自分たちで売っていくということの意味もありますから、そういう意味では量的なもので心配は必要ないと思います。本当に全部それでやってもらえれば、素晴らしいことですが、そうもいきませんが、それほどの心配を私はしておりません。

やはりもっと注目すべきは、流通的な普通の価格。これは農協さんに出すとか、自分でふだん売っているお米、それよりも付加価値をつけて皆さんが多分、いろいろ提供していると思います。特によくここでも話をした、雪室を経たそういう熟成感を持ったお米とか、これはお米だけに限りませんが、食肉ですね。それから、多分、根野菜もこれから出てくるでしょう。そういったものについては、お酒もそうですが、大変ヒット商品と言っただけじゃありませんね、ヒット返礼品となっていますね。そういう意味も含めて、非常に今までの価格ではない、それはいろいろ難儀もすると思います。個別に数回、期間を区切って送らせていただくとか、いろいろなサービスのあり方を皆さんも考えておられて、大変な思いもされているかもしれませんが、それに見合ったやはり対価があるのだと思います。そういうふうに思っておりますので、思っておりません。

そして、昨年の返礼品の一番多いお米で言うと、いつごろが一番多くていつごろが落ちるということは、全部わかっております。年度末と先ほど議員はおっしゃいましたが、実際は 12 月末ですね。そこからまた年度末に向かっては減っていくことは事実ですが、それでもさすがは主食であるお米です。ほかの自治体と比べた場合、お米というものがどれほど年間を

通じて選ばれているかということは、我々が想像していた以上の結果になっております。具体的には、ちょっと答えさせますのでよろしくお願いします。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 南魚沼市の地方創生について

ふるさと納税の返礼品に関する傾向ということでございますが、まず1点目でございます。今ほど市長が答弁しましたとおり、この新米の時期から12月までで、先ほど10億円近い金額ということになりましたが、その過半が10、11、12月に集中しております。お米の関係でございますが、今現在で状況を比較しますと、先ほど言いました雪室ですとか、無洗米という新たな種類も出てきました。あと1回に頼まれるお米の量の関係も、以前は10キロ等の大きいものがあったのですが、今は2キロ、5キロというような形で、おいしいうちに食べるというようなイメージでの注文形態に変わってございますので、今現在お米の量についてはあまり心配をしてございません。

ちなみに、あとほかの返礼品の種類ですが、例えばことしになりまして、7月にはスイカというものが大変出ております。昨年度と比べて約、倍ぐらいの返礼品の申込率があるということで、お米だけではなく、野菜等の物産につきましても好調に動いていると思っております。そうですね、以上でございます。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の地方創生について

今ほどの答弁を聞きまして、また幾つか聞かなければいけないなと思うことが出てきております。市長の今言われたように、米でまだまだ伸びしろがあるというところには大きく期待したいと思えますし、返礼品を送ることで寄附がというところでは、臨時的な財源として子育て支援、子育てバスを買ったりとかするところに利活用できるというのは、本当に市としてはありがたい話だなと思っております。

今、うちは、本当に恵まれた環境の中でふるさと納税の恩恵をあずかっているというような格好ではあると思うのです。ただ、これは制度としていつ終わるかわからないという側面があるゆえに、ちょっと語弊がありますけれども、稼げるうちに稼いでいったほうがいいのではないかなという考え方なのですね。

というのも、ふるさと納税という一連の事業自体を一言であらわすならば、恐らくこれはキャンペーンという一言でくくることができるわけですね。キャンペーンというものは、会社で言うなら何かを売るためのものであったり、何かを知らしめるためのものであったり、先ほど市長の答弁の中であった、南魚沼市の名前をやはり全国に知ってもらいたい、南魚沼の特産品をいろいろな人に食べてもらいたいと。そういう思いで言ったら、キャンペーンはものすごく大きな事業になっているわけですね。それに対して普通に事業として考えたら、事業費に対して10%から15%ぐらいのいわゆる広告費に当たるものをこれにつぎ込んでもいいのではないかなと思っておりますけれども、去年の額からいったら、恐らく雪・利雪事業に使った1,500万円が私はその広告宣伝費になっていると思うのです。

今後、広告宣伝費を上回るような効果が私は見込めるから、この 2.6 倍という数が来ているのではないかなと思いますし、今後これが 3 倍、4 倍に膨れ上がるというところを目指すには、私はここからはもうマーケティングの世界なんだなというふうに思うのです。先ほど答弁の中であった、7 月から 12 月末までがやはり納税額が多いというところに対して、もっと事前にマーケティングして何かキャンペーンをしていくというのは、ものすごく大きな価値なのだなと思っているのですね。それに対してどのような考えを持っているかだけ教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の地方創生について

全体のところを私のほうで先に話をします。制度でありますので、いつなくなるかわからない。なので、恒常的な施策展開に、いただいた寄附金の我々が使える分を全部やっていくことはなかなか難しいという話を前段しました。ただ、いつ終わるかわからない。稼げるうちに稼げということもおっしゃいましたが、そのとおりですけれども、私はやはりお金だけではなくて、やはり今ブランドを定着させることだと思います。

特Aから落ちたということにもかかわらず 1.5 倍で推移している今の状況は、やはり興味があって、これまで魚沼米ということは聞いている、今、全国放送で結構よく見ていると、すごく魚沼米のことをまだ言ってくれています。それにやはり試してみよう。今まではなかなか知っているけれども手にとらなかつた、そういうことがふるさと納税というのは、格段に皆さんの本当に口に。特Aというのは何をもって特Aなのか何だか、審査の仕方がはっきり言うとうわらない。それよりも自分の舌を大事にする。ベロメーター、これを大事にしろという今論調が出ていますよ。1 等米、2 等米なんていっても味ではないでしょう。はっきり言えば見た目ですよ、あれ。

そういうことを含めて、本当にそれを手にとって食した皆さんが、我々につながっていただけ。いつ制度が終わるかわからないけれども、それが今非常に格段につながっていているということが、ふるさと納税の 1 つの大きな意味がある。我々にとってありがたいものであると思うのですね。

マーケティングについては、細かいところは私はちょっとあまり勉強できておりませんが、言えるのはでも、例えば本気井やさまざまなこの地域の食による地域起こしというのが、今は本当に誰に言わせてもそういうことを言うようになりました。これらの結びつきにも全部つながっていると思います。それらを活性化する中でやっていくことが 1 つ、しかし、新たなマーケティングを考えていくということは、戦略をどう思っているか。担当のほうからちよつと話をさせられます。

○議 長 U&I ときめき課長。

○U&I ときめき課長 南魚沼市の地方創生について

今ほど、ブランディング、マーケティングというお話がございました。今までは、市長がお話しのとおり、食を中心というところがある程度進んでまいりました。このたび、新たな

切り口として動き始めたのが、雪の関係でのブランディングだと思っております。ついては、今回の雪の利活用に関しましても、ブランディング、知名度を上げるという意味で、どのように使えるかというところを検討しながら事業の実施を図ってきたところでございます。

首都圏の方が、ふるさと納税のほとんど申し込み先の方でございます。首都圏だけでも半分を超えている状況でございますので、そのふるさと納税を使っている南魚沼市で雪ということで、雪を活用している考え方は従来からございましたが、その雪がいかに利活用できるものなのか。それを使っているところは南魚沼市だというような形で、各首都圏イベント等でも雪等の魅力を発信し始めたところでございますので、ふるさと納税を使ってこのようなイベントができるということでのPRもしてきたところでございます。以上でございます。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の地方創生について

今ほどの答弁は、本当に私は理解がしやすく、先ほどから「ブランド」という言葉が出てきているので、南魚沼市のブランドって何だろうというところでいくと、やっぱり南魚沼市は雪なのではないかなと思っています。雪が降って山に積もって、春になって解けて、田んぼに水を張ることができて、お米をつくることができるという一連のサイクルが、私たちにとってはすごく大きな資源であり、一方でブランドだと言えるのではないかなと思っています。

ブランドって簡単に言うのは難しいですね。ただ、わかりやすく言うと、ティファニーのエメラルドブルーというか、あの色はティファニーのブランドであって、ロゴが載ってなくてもあの色の何かを見るだけでティファニーを連想してしまうと。それがブランドのわけですね。

簡単に南魚沼市をブランディングしていくというのは難しいとは思いますが、私たちに雪という大きな武器があって、それを首都圏に持って行って、それを使ってさらなるふるさと納税の増加を狙うというようなキャンペーンに対するマーケティングは、私は正解だと思っています。その正解を通して今後、3倍、4倍のふるさと納税を何とか獲得して臨時財源になるようなものにして、例えば子育て。先ほど申し上げたとおり、市長が思い描いている、若者が帰ってこられるまちづくりというところには強く共感するので、そういう費用に使ってもらったりすることに私は大きな意味があると思います。

そのまま2番に進んでいきますけれども、結局1番で話したことというのは、恐らく2番の圏域につながっていくと思っています。圏域というところになると、私たちは魚沼圏域というような考え方の中で、湯沢あとは魚沼市と定住自立圏というような協定を組んでいると思います。本当に32次、地方の考え方をまとめていこうというところで7月に発足した会議では、2020年に答申が行われると。本当に慎重にいかないと、もしかしたらオリンピックが終わって一段落して、さあ、次のことに向かおうかというときに、私が少し懸念しているのは、今までぼんやり議論されていた日本の道州化、道州制を導入していくのではないかと、今以上に少し心配をしているところですが、今後、政治的な行政的な部分で行った

場合、私たちは、圏域を組むとしたら行政的にはどんな作業、例えばごみの問題なのか、水道の問題なのか、消防の問題なのか、いろいろあると思うのですけれども、そのあたりはどこまでを見込んでいますか。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の地方創生について

私の答弁で全部言い切れるかどうかちょっとわかりませんが、どこを見込んでいるかというところ、今一番言われているのは、新しいごみ処理施設はもうこれでやろうということです。消防も先ほど言った2市1町を越えて、いろいろなことが今、協議されてきているのですけれども、なかなかうまくいきません。それはいろいろな技術的なことや、一緒になる、それぞれみんな自分で頑張ってきた経緯があって、それを越えてまで一緒に今すべき、まだ時期尚早というのもあったり、し尿処理施設はもう既に2市1町でやっています。大きな意味で病院関係もそういう意味で、大きな圏域の中で今つくられていっています。まださまざまあると思います。私は個人的にはいろいろな考えがありますが、まだそれがここで話せるような内容ではありません。

ただ、いずれにしても、もっとさまざまな分野で圏域で結びついていく。それぞれの独自性をきちんと生かしながら、歴史観やそういうものを生かしながらであります。そういうことをやっていこう。例えばスポーツ施設も先ほど言ったワンセットという考え方の中では、この議会でも私、平成21年から出てきて、いつも陸上競技場の問題や大きな複合型の体育館の問題ありますが、そう簡単でないことはもうみんな気がついています。

それらも含めて、そういう地域でフルセットを目指していくという考え方。この中には例えば今の里山、今回の議会でもいろいろな方から一般質問で出てくる有害鳥獣の問題があります。根本的な理由の解決には、実は電気柵ではなくて、それも大事ですけども、本当は里山及び森林に手を入れていくということだと思いますが、そう簡単なことではない。なので、火力発電所の今の計画問題とか、それらのことも例えば財の問題も含めて、実質的な問題も含めて、1つの市でものを考えているという場合ではないということを考えていますので、あらゆる分野にタブーはないというふうに私は考えています。ただ、今きちんと決まっていることは先ほど前段で申し上げた部分です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の地方創生について

本当に圏域というのは難しいなというふうに思っていますし、定住自立圏だけで言ったら、日本全国121あるといわれていて、もう少し大きいところと言ったら連携中枢都市圏というところは28ですか、今のところあると思うのですね。それに対して国はかなりの予算をつぎ込んで、その議論をさせたり実際に連携させたりしているというところで、本当に近い将来、圏域というものが法制化されて、ここは自治体という考え方がどんどん変わっていつてしまう、しかねないというところに、少しどきどきしている状態です。ごみ処理に関しては、今後さまざまな議論をしていかなければいけないというところで、ただ、この今の生活、私も

そうですけれども、コンビニエンスストアをあれだけ利用したりするという中で、ごみが出てくるというのは、もうこれは必須なわけですね。ごみを減らしていくというのは、正直難しいというのが生活の中から感じ取るところですけれども、圏域という考え方をやはりかなり慎重に動いてもらえればなというふうに思っています。

そのまま3番に続きますけれども、結局2番の圏域というものが進んでいくと、社会構造自体が変わりかねないという中で、今では南魚沼も含めて新潟県内では県政と市政と町政、村政がありますけれども、市町村政と県政が二層構造化しちゃっているというところが、若干いろいろなものを遅らせているのではないかなというふうに感じている部分もあります。特に教育分野に関しては、やはり県の職員が、というところが少しネックになっていたりするのかなというふうに感じてはいます。今後10年、本当に社会構造がどのように変化するかわかりませんが、行政として予想し得る10年後の社会構造を一応教えてもらえたらなと思います。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の地方創生について

ちょっと難しいテーマですが、一応おぼろげに自分で考えていることを言わせてもらおうと、まず、明確なここは変わるぞというのは、人口の年齢別のいわゆるピラミッドとか言われていた年代別の分布図が著しく変わっています、まずそこ。そして、先ほども申し上げた生産年齢といえますか、労働ができる年代の人たちが減っていくということ。そしてもう一つは、女性の特に子供さんを持てる年齢の方々の著しく低下というのが、今言われています。これは当市もそういう構造があると思います。ただ、それはずっとそうではなくて、お年寄りの非常に大きくいっぱいになる時期も、やがてそれは10年ではないのですが、10年と言われるとそうですけれども、その後また変化していきます。これらに合わせてどんなふうに変えていくか。

人口減少は、はっきり言って避けられないと思います。そう簡単ではない。しかし、それに見合ったやはり知恵、そして例えばAI技術もそうですけれども、さまざまなことで、必ずそこでみんなが終わってしまうわけではないわけですから。必ず何かで乗り越えていくのだと思いますが、それを見極めてやっていくことが大事だと思います。10年後に変わるとすれば、そういうこと。

そして自治体も、先ほど言った広域化の問題、それから逆に言うと、もっとコアな地域で、人間関係の今希薄さの中で、いろいろな逆にそこも大事にしながら、でも広域も考えていく。そうい合わせわざでいかないと乗り切れない大きな波ではないかなと思います。10年後はそうなっているでしょう。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の地方創生について

今、市長の答弁の最後のほうにあった、複合的にやっていくというところに、私は安心を感じましたけれども、本当に10年って、あっという間に社会が変わるなと思っています。ア

iPhoneが出て10年、まさか数年前にドローンがこんなに利活用されているなんて思ってもいませんでしたし、10年前にあった会社がいつのまにか化粧品会社になっていたり、もともとの事業と全然違うところで新たな展開をしていくというようなことも、たった10年で見えてしまっている。これからどんどん加速的に5年でももしかしたら変わるかもしれない、3年で変わるかもしれない。まさかというようなことが起きているのは事実だなというふうに思っています。

一方で、先ほど市長が言っていたような、生産年齢人口の分布が変わってくるというところに、私は少し考えを変えなければいけないなというふうに思う部分もあるのですね。例えば若者が帰ってこられるまちをつくるというのが、10年先を見越したときに、やはり必要だと思っています。その必要に応じて働く場所を探すと。ではどこに働き場を求めると。今現在、私たちの市でもかなりあるわけですね。有効求人倍率で言ったら1倍以上は確実にあるわけで、かといって帰ってきた人たちがどこで働きたいのという話になったときに、それにマッチする仕事場がないというのが現状だと思うのです。

そうとは言いながらも、企業誘致はしていきたいと。企業誘致してみたのだけれども、働く人が全然いないんだよ。誘致した意味ないじゃん。工場が稼働しないのだからという議論に発展しかねないわけですね。一方で、創業支援をしたり、創業を進めるというようなことも新しい働き方なのではないかなと思っているのですけれども、そのあたり、対10年後の働き方については、どのような考え方をお持ちですか。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の地方創生について

これまた私の思いといういうのも含めて、簡単に答えは出ないと思うのですね。まず1つは、今、人口減の問題の中で、本当に頑張ってもらわないといけない国策の中で、やはり一極集中はやめてもらわなければだめだと思います。まず1点。何で東京にあれだけ人口が集まっているのに、出生率があれだけ低いという問題。ものすごく矛盾していることだらけですね。やはり言葉だけで言っていますけれども、それが全く出されなくて、お茶を濁したような形の地方分権というか、省庁の移転も本当にこんなものですね。それらを変えてくれること。

もう一つは、戻ってこいというふうに、帰ってこられるということをやっていますが、もう一つは、例えばそういうなかなか大きな意味で10年ぐらいで変わらないかもしれませんが、ここにいながら都会とかそういったところにも行ける、学校も通える、そういうこと。ここに学校をつくるという発想をいつもしていましたが、そう簡単ではないことはみんなわかっているわけです。だから、通える状況、これを言っていますけれども、もっと本気に国策として考えていくことも含めて、地方創生というのはそこから進めるべきではないかというのが、私は持論です。新幹線代を限りなく通学通勤に対しては本数によって引き下げていくとか、朝と晩ですから。そういうことが、私はこの中の地域から子供たちの声がなくなっていく、お父さん世代がいなくならない、そういうことにつながるの

はないかと思っています。

働き方というのはなかなか難しいですよ。有効求人倍率がうちは2.5ぐらい平均ですよ。季節的で3を超えることがある。全国トップレベルです。それだけ人材が不足しているということ。なぜにその辺があるのかということ。マッチングの問題とかだけ今までは私も言ってきました。それだけで解決できない、大きな流れをつくっていただかなければならないことや、それを地方から声を出していくということ。さまざまやはり政治が変えていかなければいけないテーマというのは、非常に大きいというように私は思っています。答えになったかどうかちょっと疑問ですけれども、済みません。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の地方創生について

十分な答えになっていると思います。私も私自身が東京から新潟を經由してこちらに移住をしてきたのも、やはりこの地域には大きな魅力があるわけですね。1つは、自然環境も含めた教育環境であるわけですから、今ほど市長が言った、ここからどこかに通学するというのも、私は本当に進めるべきだなと思っています。うちの子供は長岡の小学校に通える状態に、今ここの電車の状況もいいわけですから、小学生が通えるのだから大学生だって通えるでしょうと思いますし、新潟くらいまでだったら通えるのではないかなと思っています。私は大学に、学部はかなり田舎にあったので、片道2時間半ぐらいかけて毎日行っていましたが、それも悪くないというふうに思っていました。それぐらいだったら大学生だって通学できるのだらうと思うと、高崎とか大宮あたりまでは十分な通学圏内なのかなというふうに思っていますから、そういう教育政策も進めていってもらえたらなというふうに思います。

働き方に関しては、正直、なかなか答えが見当たらないというのが現状だと思うのですが、先ほど市長が言っていた、マッチングだけでは何ともならないというところの、何ともならないと言っていたのだけれども、今はちょっと考え方が変わってきたというような私は捉え方ですね。どのように考え方が変わったのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○議 長 市長。

○市 長 済南魚沼市の地方創生について

済みません、ちょっと取り方が違っていたなと。私が言葉足らずだったかもしれません。マッチングとかということをお我々はずっと言っています。本当にそれは大事ですけれども、それだけで解決できない。だから、ここにマッチングすべき若者が帰ってきて、ここでやりたい仕事が全部そのままでき上がっていくかということ、時間的にはそうやっていきたいわけですが、なかなかそう簡単にはいかないかもしれない。なので、発想をちょっと変えて、ここにいながらあるところに行くということがもっと恒常化というか、金額的にも普通にできる。例えば仕送りという言葉が10年後死語になって——そんなことはないと思いますけれども、例えば我々も子育てで苦しんだわけですね。大変お金がかかります。それらをここにいながら、本当にほかの地域間格差がないように。なるべく都会に住んでいる人と、利

便性がいいわけですよ。ここから通う人がそう格差がないようにしていくことが、国策としてとっていくということを言わないと、地方創生なんていくら言っても、私は前に進まないのではないかとこの持論があります。そこなのでちょっと。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の地方創生について

わかりました。東京にも働きに行ける環境ではあるよというのも含めて、働き方は考えなければいけないなというふうに私も思いました。

最後にですが、本当に10年を見据えてというところでいくと、先日、金曜ロードショーで「となりのトトロ」を見ていて、つくづく痛感したことがありました。1988年の作品でしたけれども、当時移住なんていう言葉もなければ、人口増加の真ただ中でバブルだったというところに、あのストーリーは母親が病気だからお父さんが一大決意をして、場所はどこかわかりませんが、田舎に移住をしてみると。で、移住をしてみると、子供たちは生き生きと野原を駆けずり回って、移住した先は、何と、今、私たちがよく議論をしている空き家なわけですね。空き家を利活用してそこに移住をしてというストーリーの中で、下の子は保育園に行かずに隣のおばあちゃんに育てられながら、見守られて生きています。私たちが今抱えている人口減少問題のその先も含めて、30年前の映画に見てしまった。つまり30年前に、全くこれは予想をし得ないような話というところでみんなの興味を引いたものが、今や30年たって当たり前になっているわけですね。

私たちが今おかしいなと思っていることだって、あっという間に30年後にはそれが起こり得るということになっていると思います。もしかしたらコンピューターが手で丸められる時代になっているかもしれませんし、本当にドラえもんのような夢のような道具が出てくるかもしれない。そこに対して行政は何ができるのか。どうやって南魚沼という名前を残しているか、南魚沼のいいところをこのまま失わないようにしていくか。それこそが行政に与えられた使命なのではないかなと思っていますので、今後の施策に対して、私たちが一定のチェックをしながら提言をしたりしつつ、市政を支えていかなければいけないなというふうに感じ取ったところです。以上で終わります。

○議 長 以上で、永井拓三君の一般質問を終わります。

質問順位2番、議席番号10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 おはようございます。傍聴者の皆さん、ありがとうございます。昨日1日延期になりましたが、八海中学校の開校記念第1回の大運動会が開催されました。子供たち、部活が終わった後、夏休みも運動会の準備等々で忙しかったようでありますし、3軍——赤軍、青軍、黄軍のみんなをまとめたリーダーに頭が下がる思いです。

それでは、発言を許されましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

統合「おおまき小学校」のバス通学について

今回は1項目、統合「おおまき小学校」の通学バスについてです。平成31年4月に五日町小学校と大巻小学校が統合し、平仮名の「おおまき小学校」が新設開校いたします。以前か

ら児童は、登校班で徒歩で登下校していますが、統合後、必然的に登校距離が伸びます。現在、統合協議会の通学部会でスクールバス運行計画が協議されているところですが、シーズンにかかわらず児童の身の安全が確保されなければなりません。

この夏は全国的に記録的な暑さとなり、登下校中ではありませんが、愛知県豊田市で校外学習から帰ってきた小学校1年生が意識を失い亡くなるという事故が起きました。そして、私たちの身近な新潟市では、5月7日、小学校2年生の女の子が下校中に連れ去られて殺害されるという痛ましい事件が起きております。残念ながら、こうした連れ去り事件は後を絶ちません。子供が被害に遭うケースは、全国で年間100件前後で推移しているということです。

文部科学省の調査では、事故防止のため全国の小学校の約6割で集団登下校を実施し、9割近くが保護者や地域ボランティアの方たちによる見守りを実施しているそうです。しかし、下校時間は幅があり、登校時に比べると一人一人を見守ることは難しいと思われれます。特に体力も弱く、いざというときの対応能力が備わっていない低学年の子供たちは気がかりなところです。そんなことから、統合後の登下校を非常に心配されている保護者の方々がいらっしやいます。そこで、片道2.5キロ以上という市のスクールバス運行基準はありますけれども、柔軟なスクールバス運行が必要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 塩川裕紀君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 統合「おおまき小学校」のバス通学について

それでは、塩川裕紀議員の質問に答えてまいりたいと思いますが、市長の見解ということでありますけれども、バス通学のことでありますので、これにつきましては、教育長のほうから答えてまいりますのでよろしく。

○議 長 教育長。

○教 育 長 統合「おおまき小学校」のバス通学について

それでは、塩川議員の一般質問、統合おおまき小学校のバス通学についてお答えをいたします。11月10日、五日町小学校、11月17日、大巻小学校の閉校式に向けて順調に準備は進んでおります。また、校歌、校旗、校章、体操服等の部会も順調に進んでおり、来年の4月開校に向け順調に進んでおることをまずもって報告させていただきます。

今、塩川議員の言われますように、時代が変わり子供たちの安全問題から、バス通学についての重要性が出ておることについては十分認識しております。そこで、現状についてお答えをいたします

南魚沼市では、議員も理解してのとおり、集落の中心から学校までの距離が小学校で2.5キロメートル以上、中学校で3キロメートル以上ある場合、通年でスクールバスを運行しております。また、冬期、冬においては、除雪などが行き届いていないなどの事情があれば、小学校まで2キロ以上ある集落も対象としているのが現状であります。

おおまき小学校については、先ほどの指摘のように柔軟に対応していくために、統合協議会の通学バス部会で対象集落を検討してまいりました。事務局案では、野田、北田中、西、欠之下の4集落と17号線沿いの沢栗地域をバス通学が可能な範囲としてお示しをしております。これは基準に沿っての示しの仕方でございます。

統合協議会は第5回を重ねて、5回目で統合協議会のバス部会についての報告をしております。バス部会については、担当者が3回の会議をし、地域に4回出ております。8月30日に四十日保育園、31日に五日町保育園、9月5日に五日町小学校、6日に大巻小学校で説明会を開催いたしました。ここで頂戴したさまざまなご意見をバス通学部会で集約し、検討し、その後統合協議会に報告をする運びでございます。1回目は第5回で報告してありますが、引き続きまとも次第に合わせて、統合協議会に報告してまいりたいというふうに思っております。

全ての児童生徒をスクールバスに乗せることが経費的に困難であることは、ご理解をいただけるというふうに思っております。したがって、一定の基準を設けて運用を行なっているというのは先ほどの説明のとおりであります。ただし、2.5キロメートル以下であっても著しく危険な状況と判断される場合は、バスに乗せるなど、現実的な対応も行っていますので、ご理解を願いたいというふうに思っております。スクールバス運行については、これまでの基準を堅持しつつも統合協議会での議論を尊重し、必要な場合はスクールバス等通学区域審査会という審査会があります、この審査会を開催するなどして、適切に柔軟に判断してまいりたいというふうに考えております。以上で答弁は終わります。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 統合「おおまき小学校」のバス通学について

伺いました。それこそ、このおおまき小学校だけではなく、これからまた第一、第二上田小学校の統合の話も大分進んでくると思われます。結局、皆さん、保護者の方が心配なさっているのは、本当に小学校に上がったばかりの、保育園、幼稚園から上がったばかりの子供たちが、年間通して降雪の日もあるでしょうし、早朝に歩道除雪をしていただいても、そこからまた登校する時間までにもものすごい降ることもあります。

一応話を聞くと、五日町方面のほうは17号線にみんな出て、それから登校するようでありますけれども、区長さんからも要望を出しているみたいですが、結局ガードレールをつけることは、国道は多分、冬は特に難しいでしょうし、その辺。ある保護者の方は、有料でもいいからバスを出してほしいというような話も伺っているところではあります。なかなか意見の統一は難しいと思われますけれども、せいぜい冬期間、低学年だけでも乗せられるように、バスの乗車定員も限られているようでありますし、バスを増やすのも財政的にちょっと難しいという話ではありますけれども、低学年だけでも年間を通していい方法がないか伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 統合「おおまき小学校」のバス通学について

現在も雪が多く降った場合だとか、熊が出る場合だとか、いろいろの条件によって議論、検討をしながら柔軟にバスを出してきております。今ほど言われた、これからの時代は、低学年の子供さんに限って柔軟な対応をしていかなければならないというふうに考えておりますので、今後、その低学年ということについても検討してまいりたいというふうに思っております。

1点、先ほど有料という話が出ました。統合の際には、3地域、有料の地域もあって、無料の地域に合わせたということの歴史があります。今後大きく変わっていく中で、多角的な考え方からして全部バスを出すだとか、有料を検討するだとかということも含めて、いろいろな検討をしていかなければならない時代に来ているということは実感しております。まだ、そういう方向で議論を進めているというわけではございません。以上です。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 統合「おおまき小学校」のバス通学について

いろいろな基準があつたりしている中で、貴重な答弁をいただきました。実際、八海中学校のスクールバスのときもそうでしたけれども、動き始めてからいろいろな問題が出てきた場合は柔軟に対応していただきたいと思います。最後に、その地区、地区で問題が発生したときに柔軟な対応をしていただけるかどうか、最後に質問させていただきます。

○議 長 教育長。

○教育長 統合「おおまき小学校」のバス通学について

今までの場合も、各区長さんからその地区の問題点を出していただいて、その都度検討を進めてまいりました。今後も今ほどご指摘のように、運用していった中で問題が出た場合については、速やかに検討してまいりたいというふうに思っています。八海中学校のバス運行について、私も2つのコースについて実際にバスに乗ってみました。当然いろいろの問題が発生してきた場合、速やかな対応をしていきたいなというふうに思っていますが、通学バスの中での生徒の状況については、私が想像した以上にとってもいい雰囲気、いい運行がなされていたということを報告させていただきます。以上であります。

○議 長 以上で塩川裕紀君の一般質問を終わります。

質問順位3番、議席番号5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、通告に従って、一般質問を行います。今回は大項目2点であります。

1 統一基準による財務書類の活用について伺う

最初の質問です。ことしの3月に統一基準による財務書類が公表されました。市の財政状況を知る上で極めて有効だと感じています。これまでの現金主義会計では、知り得なかった固定資産の償却状況など、資産の推移が把握できることは非常に重要だと考えています。その中で、概要版ということでさまざまな分析、指標が示されています。これら全体財務書類の数字とのことで、一般会計のほかに特別会計、企業会計も合算した数字ですが、例えば平成28年度末に1,952億円の資産があり、市民1人当たりになると337万円となっています。

多いか少ないのかは指標がないのでわかりませんが、ちなみに負債は1人当たり120万円となっています。資産から負債を引いた純資産は1,258億円、これも1人当たり換算すると217万円になります。また、資産老朽化比率——こういうのがあるのですね——48.19%ということで、これは、現在の償却資産が平均するとおおむね耐用年数の半分まで使ったということだと思います。

このように、今までは数字として明らかにされてこなかったものが金額とといいますか、数字として確認できるようになりました。私の中で1つ気になったのが、純資産変動計算書の中で、本年度純資産変動額がマイナス11億479万7,000円となっていることです。市全体で1年間の資産が1億円以上減少したということです。今回示された書類には一般会計と連結の3つの財務書類がありますが、一般会計では11億8,627万7,000円の減になっていました。今ある資料から私が原因を特定することはできませんが、この数字が間違いでない限り、一般会計で管理している資産が12億円近く減ったこととなります。これは大変なことではないでしょうか。

普通の一般企業で言えば、12億円近い赤字決算ということになります。昨年の決算時点の数字は8億156万円の赤字となっていますが、資産の変動では12億円近い赤字だったということになります。昨年の決算時点の赤字と比べると、あまり意味のないことだと思いますが、大きな金額ではないでしょうか。市長はこの統一基準による財務書類で明らかになった金額をどのように受けとめているのでしょうか。これは市長に就任した年度の決算ですので、責任がどうこうというつもりはありませんが、まず最初にその辺の受けとめをお伺いしておきたいと思います。

次に統一基準による財務書類の活用についてです。今回の決算審議の書類も企業会計については、損益計算書と貸借対照表がセットで示されていますが、他の会計については、一番大きな一般会計も含め損益計算書といますか、収支計算のみとなっています。先ほども指摘しましたが、純粋な資産の増減については不明だったわけですが、ようやく貸借対照表で純粋な資産の増減を把握することが可能になったわけで、これを決算審議に活用すべきではないでしょうか。一般企業の決算報告では、損益計算書と貸借対照表は当然セットで提出されます。それが常識ですし、そろっていなければ承認はされません。

そこで提案ですが、来年から統一基準による財務書類を決算審議に間に合うように作成して提出することはできないかということです。財務当局は大変かもしれませんが、数字さえ把握できれば、国のマニュアルに沿って入力することで作成できるようですので、ぜひ、お願いをしたいと思います。そうすることによって、来年4月から下水道会計も企業会計に移行するわけです。来年度以降の決算審議には市全体の資産状況を把握した上での審議が可能になりますので、前向きな答弁をお願いしたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議 長 中沢議員に申し上げますが、とりあえず、通告にあった(1)、(2)の流れで市長から答弁いただきます。その中でまた濃くしていただければと思っています。

中沢道夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長　それでは、中沢議員のご質問に答えていきます。

1 統一基準による財務書類の活用について伺う

議長からそういうお話ありましたけれども、通告はありませんでしたが簡単に触れます。純資産の変動額の部分で比べられるようになったと、大変いいことだと思います。12億円はどこにあるのだ、どこにということ。恐らくは減価償却部分だと思いますけれども、これにつきましては、後ほど担当のほうから答えてもらうようにいたしますのでよろしくお願い致します。

通告に基づいたところから答えてまいります。1番目の部分であります。こういう財務諸表これらを決算審議に生かせということでもあります。地方公会計の取り組みですね、これは財政の効率化、適正化を図るために総務省が従来から我々のような地方公共団体に作成を要請してきたということで、今回、作成基準が再度整備されて、今ほどお話ありました、平成28年度決算から統一基準によって財務書類を作成して公表することになりました。

これまでの単式簿記にはなかった、先ほど評価いただいているわけですが、発生主義などの企業会計の考え方、また手法を活用した財務諸表を作成することで、新たな視点とか評価指標が加わって将来の適正な財政運営に資するものとして期待をされていると、前段させていただきます。特に今ほど指摘のあった資産との関係の部分などにおいては、今までになかった指標としてこれは我々も捉えているところであります。

質問の中で「大変厳しい数字」ということも多分あったと思いますが、企業会計的な手法、それから複式簿記的な手法を用いておりますけれども、そこにあらわれた数字や指標は特に市町村の一般会計などでは、一概によしあしをなかなか判断しがたい部分があります。企業会計とは根本的な性質が少し異なっているということもあります。そうすると、それなりの目安や他との比較となりますが、今のところそうした判断材料は総務省から判断材料というのはなかなか示されておらず、周りのほかの市町村と同じく、ようやく最初の財務諸表を公表したという状況であって、今後、分析などを進めていくという段階だというふうには考えております。厳しい数値というのには、そういうふうにはしか今のところお答えできないかなという思いがあります。

いずれにしても、今まであったものが形を変えた表現方法であらわされるというふうにした。これによって何か突然変わったということではないわけでありまして。おわかりいただけたと思いますが、突然変わったということではない。先ほど申し上げたところですが、新たな視点や新たな評価指標が加わったということで、より適切な財政運営につなげていけるよう、今後、分析、そういう活用を進めていきたいと思っております。

2番目の質問だったのですけれども、決算の部分ですね。これについてはちょっと考え方を述べさせていただきます。今の新しい諸表を作成する上でメリットの1つというのが、先ほどから話も出ています、土地・建物といった市が所有する資産情報を把握する。そして、

も貸借対照表に反映できるという、ここが大きなところだと思います。諸表の作成の手順ですけれども、貸借対照表を作成する前提として、これも前に議会で話をしていますが、当然ですけれども、固定資産台帳を更新することが必要になります。歳入歳出といった単式簿記のデータを複式簿記の仕訳に変換して、財務諸表を作成していくという流れです。

この一連の作業を外部委託に出すというところもあるのですね。この場合には9月中に完成するという可能性はあります。ありますが、決算審議に間に合わせるためにということで逆算していくと、実は市役所としては、これは8月上旬までの完成が必要なのです。今もです。相当難しいというふうに考えております。当市では、現在これらの業務を職員が直営—先ほど外部委託するところもあるらしいのですが、うちは直営で、直営というのは自分たちでやっているそうですね。一番の理由というのは、正直申し上げてコスト面です。昨年9月に県が行った調査があるのですけれども、これによると委託費用は年間200万円から300万円ぐらいと言われており、大体の市町村はそういうことだそうです。財務諸表作成のためのソフトウェアについても、より扱いやすい有償のソフトウェアを購入している市町村は、半数以上はそれを使っているということです。

うちの南魚沼市は、国から無償で提供されているソフトウェアを利用しているという状況であります。まずこれが1点。このほかの大きな理由として、私はこっちのほうが大事だと思っているのですけれども、申し上げますと、職員が作成に携わるということ。要するに外部に投げない。言葉は悪いのですけれども、そうしないということは、複式簿記への、なかなか頭が難しいところもありますよね。今までなじみがなかったという部分もあって、自分たちがやることによって、そういう理解を深めていける点というのが非常に大きいと思います。

委託に出している自治体の多くは、統一的な財務諸表の作成は専門的知識を必要とする場面も多くて、現状の職員では対応できないという理由でやはり外に出しているのだそうです。その結果は、委託された業者が完成させた書類ですから、なかなか自分たちで十分に理解ができないなど、その後の分析とか活用、一番の目的はそれですよ。そこに不安を持つという、出しているのだけれど、そこに自分たちがわかるのかなということに不安を持っている自治体が多いという報告がなされています。

南魚沼市では、作成から先ほど申し上げました職員が携わるということによって、大変ですけれども複式簿記をよく理解して、財務諸表のその後の活用を自分たちで行えるということまで見据えた運用を図ってまいりたいと、今は考えています。現在のところは委託に出したりして時期を早めるということではできません。しかし、これはこれをやっていくと、段々と自分たちのスキルが上がってまいります。なので、コスト面とか、そして職員が非常に理解をしながらやっていけるということで、私はそういう仕事がスピード感を持ってくると思っています。しかし、先ほど言った決算を閉じて、その後8月上旬に出すということは、なかなかこれは口で言うほど簡単ではないということを、ぜひともご理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

ことしのことであります。平成29年度の統一的な基準による諸表ですね。これについては

一般会計の書類、そして、全体財務書類については12月中の完成を目指しております。それから、連結財務諸表、外郭団体とかの書類作成の都合とかもありまして、これらについては、3月中の完成を目指して今、行っております。いずれにしても、取りかかった初年度、よくなっていくことは間違いないと。いろいろな意味で比べられたりとかということありますが、いろいろな諸事情もありまして、今に至っているということでもありますので、ご理解もいただきたいというところであります。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 統一基準による財務書類の活用について伺う

わかりました。1つ、具体的な数字で話をして申しわけなかったのですが、厳しい内容ではないかというのについては、先ほど市長、減価償却じゃないかという話をされましたが、減価償却が減るということは、新たな投資をしなければ多分借り入れやなんかもちゃんと減らせるわけですね。そうすると総体の資産が12億円減るといのはかなり大きな数字じゃないかなと思って、その辺の認識がどうかということで通告には書いたつもりだったのですが、その点でどうですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 統一基準による財務書類の活用について伺う

この点につきましては、財政担当のほうから話をしてもらいますのでよろしく願います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1 統一基準による財務書類の活用について伺う

今ほどの具体的な数字12億円というところでございますが、やはり私どものほうでも正直なところ、それそのものが大きいのか、あるいはそれがすなわちいけないところなのかというのは、判断をしかねているというところもございます。というのは、今の全体の資産ということになりますと、総資産の合計は1,952億円という数字が載っております。その中での12億円の減、減価償却だけで47億円という数字も上げてございます。もちろんその減価償却だけがその12億円のマイナスになったというふうには捉えておりませんが、ほかの経費、いわゆる行政コストといった行政サービスにつながる経費と、あとは税収との関係、それとまだまだ私どもがわかっていないのですけれども、ここの財務諸表のつくりの中には交付税算入とかという部分が大きく欠落しているところだというふうにも感じております。なので、そこら辺がまだまだちょっと分析等をして生かしていくには、私どものほうでもちょっとまだ時期が早いのかなと思っております。なので、やはり数年ちょっと様子を見てみないと、これについて論評するといえますか、これを言っていくのはなかなか難しいのかなというふうに感じているのが正直なところでございます。

○議 長 5番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 統一基準による財務書類の活用について伺う

最初に出た数字なので、最初に出たときは1年間で100億円も資産が減ったという数字が

出てきたぐらいですから、なかなかどこまで正確なのかというのもあるかと思いますが、今、答弁であったように、今後、正確な数字あるいは国のほうでも予算編成やそういうのに大いに生かしていきなさいということも言われていますので、ぜひ、信用して活用できるような方向でやっていっていただきたいと思います。

2点目の9月には間に合わないという話ですので、12月で。自前でやっているというのは本当にいいことだと思うのですね。収支だけの会計をずっとやってきた皆さんというのは、なかなか貸借対照表というか、そのことについては疎い方が多いと言っては失礼ですが、慣れていないと思うので、庁舎内でそういうことができるというのは、今後これを早くつくったり、予算編成やそういうのに生かしていくというためにも、本当に大事なことだと思います。ぜひ、そういう方向で進めていっていただきたいなというふうに思いますので、最初の質問はこれで終わりにさせていただきます。

2 水道事業にコンセッションの導入を考えているのか伺う

2点目の質問に移らせていただきます。水道事業へのコンセッション方式導入の件であります。今議会で水道へのコンセッション方式導入に向けた調査委託料の補正予算が承認されましたが、国の方針を先取りするかのような突然の提案で驚きました。しかし、企業部長の話聞く限りでは、コンセッション導入ありきではなく、広域化も含めた今後の下水道事業のあり方を検討するとのことで安心しました。

水道事業をめぐるのは、先の通常国会で水道法案改定案が審議入りし衆議院を通過しましたが、参議院では継続審議となっています。改正案では、広域連携と官民連携の2つを推進しています。広域連携で問題になるのは、国の基本方針に基づいて都道府県が計画を立て、市町村も含めて広域化の推進に努めなければならないとしています。上からの広域化の押しつけです。そして、官民連携というのは、水道事業への民間企業の参入です。具体的にはコンセッション方式、耳慣れない言葉ですが、施設は自治体が所有したまま、企業は経営権だけを取得し儲けていくことができる仕組みだそうです。

なぜこうした方向を政府が打ち出してきたのか。そこには人口減少に伴う水事業の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足など、現在水道が直面する課題を挙げて、今回の改正が必要だと主張しています。

しかし、なぜ水道にそのような問題が生じたのでしょうか。水道施設の計画は、自治体が地域の諸条件に応じて作り、国は必要な財政的、技術的支援を行うという水道法に明記された責任が果たされてこなかったからではないでしょうか。既に民営化が進んだ欧米では、料金の大幅な高騰やサービスの低下が進み、逆に再公営化が進んでいます。一方、国内では、国の法改正の動きを受けて幾つかの自治体で広域化、コンセッション化の動きが広がっています。

当市の水道事業についても、水道法の1条でうたっている「清浄にして豊富低廉な水の供給を図りもって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする」となっています。これを実現するために、民営化ではなく公営を続ける中で実現していただきたい

いと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 2 番目に質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 2 水道事業にコンセッションの導入を考えているのか伺う

中沢議員の2つ目の水道事業にコンセッション導入を考えるかということですね。結論から先に申し上げます。水道事業へのコンセッションの導入につきましては、現時点では考えておりません。コンセッションは、官民連携の中でも民間手法を最大限取り入れた方式。先ほど議員がお話をされたとおり、施設所有権は自治体に残して、そして運営権のみを一定期間民間に任せるというものです。民間事業者は利用者から料金をいただいて、事業運営、そして自治体は運営権の売却による対価を得るということだと思いますが、閑空ですね、関西国際空港とか仙台空港などがこの手法というのは有名なところであります。水道事業へのコンセッションは、全国的にもまだ例がないというふうに我々は把握しています。

こうした中、政府は「補償金免除繰上償還制度」というのを盛り込んだPFI法改正を国会に提出し、可決成立となっていると思います。これは、水道事業者が復活要望していた――我々の関係している水道の皆さんがですね、市も含めて利率の高い公営企業債の借りかえができる措置を時限的に設けて、コンセッション導入を促進したい狙いということでありま。制度対象となる要件は幾つかあるものの、企業債残高が多く、経営の厳しい水道事業者には魅力的なものとなっているということです。

その中でコンセッションのメリットですけれども、ちょっと申し上げます。1つは、低金利への借りかえによって既存の債務が削減できるということ。2つ目が、運営権の売却によって運営時の財政負担がなくなるということ。3つ目が、民間手法による自由度の高い効率的運営が可能となること。これらがありますが、一方、コンセッションが進まない理由、最大の理由これなのですけれども、公共福祉・公衆衛生を図る公での運営から、先ほども議員が指摘されていますが、民間の利益優先経営による料金値上げやサービス低下への不安、これからなかなか進まないということです。

私どもの市の水道事業経営は、一般会計からの繰入金によって支えられて黒字になっている。本業である営業収支は赤字が続いているという状況。この状況下では、民間事業者にとっても厳しい経営環境は、なったとしても変わりはありません。なので、水道事業運営への参入は、全く期待ができないと思います。このことから、現時点では私どもの市としては公営を維持しつつ、現行料金の維持をしながら、現状に即した業務委託の方法、また、施設の更新方法の検討などを進め、経営的な安定が図られるようにはずっと努めていかなければならないという視点で、先ほど言ったとおり、考えておりません、ということであります。よろしくお願いします。

○議 長 5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 水道事業にコンセッションの導入を考えているのか伺う

明確な答弁をいただきましたので、追加の質問をしますが、初めて私の意向を酌み取っ

た答弁をいただきましてありがとうございました。以上で終わります。

○議 長 以上で、中沢道夫君の一般質問を終わります。

○議 長 一般質問の途中ですが、ここで休憩といたします。再開を 11 時 20 分といたします。

[午前 10 時 58 分]

○議 長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

[午前 11 時 20 分]

○議 長 一般質問を続行いたします。

質問順位 4 番、議席番号 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 傍聴席の皆さん、大変ご苦勞さまで。今回は、大項目 3 点ほどにわたって質問のほうをお願いしたいと思います。

1 広島市の平和祈念式典への子ども達の派遣事業の実施について

まず、大項目 1 点目でございます。広島市の平和祈念式典への子供たちの派遣事業の実施についてでございます。我が南魚沼市では、中学生を対象に国際化人材の育成等を目的として、米国のオレゴン州、カナダのビクトリア州、それから韓国等への海外交流事業を実施しています。このような事業は、次代の南魚沼市を担う人材の育成等に資する大変有意義な事業であると考えています。

また、先般の 6 月議会におきましても、核兵器禁止条約の署名批准を求める意見書、これが全会一致で採択されましたように、広島に原爆が投下された 1945 年 8 月 6 日、そして長崎に投下されました 8 月 9 日、これからもう 70 年以上経過した今日においても、世界平和と核兵器廃絶の問題は人類共通の重要な課題となっています。

新潟県内においても、現在、市は 20 市あるわけでございますが、その中の 17 市では、日本が唯一の被爆国であることも踏まえ、子供たちの平和教育の一環として、広島市の平和記念式典への派遣事業を既に実施しております。残念ながら県内において広島市への派遣事業これらを実施していない市ということになりますと、南魚沼市をはじめとした 3 市のみという状況でございます。

そこでお伺いをいたします。南魚沼市におきましても非核平和宣言等も行い、毎年非核平和集会等を実施するなど、そういった取り組みも積極的に行っているところでございます。これらを踏まえて、子供たちの海外派遣事業に加え、広島市の平和記念式典への派遣事業これらの実施についてもぜひ前向きに検討すべきと考えますが、お考えをお伺いしたいと思います。壇上からの質問は以上とさせていただきます。

○議 長 梅沢道男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、梅沢議員のご質問に答えていきたいと思えます。

1 広島市の平和祈念式典への子ども達の派遣事業の実施について

まず、平和祈念式典への子供たちの派遣事業ということでありまして。当市が平成 17 年から

非核平和宣言市となって久しいわけでありまして。この中で当たり前のことではありますが、永遠にこれを持ってはならない、三原則等も含めて当然のことだというように思っておりますが、先ほどお話がありましたとおり、毎年8月9日に南魚沼市の非核平和委員会の皆さんによりまして、これは市民の皆さんも含めた委員会がありまして、事務局は総務課に置いてあります。これによりまして、南魚沼市非核平和集會が開催され、原爆等の被害を受けた皆さんや、また空襲に遭われた方々を講師として毎年お招きさせてもらって、その恐ろしさ残酷さ、戦争の悲惨さ、これら平和の尊さを伝える取り組みを行っている。

また、先ほどお話もありました、ことしも行いましたが、8月上旬から中旬にかけて、原爆パネル展・原爆の塗り絵展など、子供さんたちにもわかってもらおうということで、本庁舎、大和庁舎、塩沢公民館のホールで開催するなど取り組んでおります。なかなか戦後70年以上が経過をして、今日におきましては、そういう被害を受けた方々、また空襲等実地体験をされた方々が高齢化もし、講師を依頼するのがなかなか難しい状況というのも聞いているところであります。

この平和記念式典への参加であります、若い世代から戦争の悲惨さや平和の尊さを考えていただく機会として大変重要なものというふうに考えているところでありますけれども、当市はこれまで実施をしてこなかったということでもあります。20市中のしていない3市の1つということでもあります。ここに対する思いであります。十分に非核平和委員会の皆さんもこれをずっと実施されてきている、いろいろなことを実施されている皆さんこの考え方、また教育委員会等の意向なども考慮しながら、研究をしていかなければならないというふうに思っているところであります。

私の思いとしては、子供たちが、ほかの17市がどういうやり方で行っているかというのを、もうちょっとよく勉強してみなければならぬと思います。多分、いろいろな形があるのではないかなと思います。私の中では、多分、少人数。そう多くの人数を送っているとは、ちょっと不勉強なのですけれども、わかっていたら教えてもらいたいのですが、どの市が何人送っているか。こういうことだけでいいのかなという思いが私にはあります。

なので、これは勝手なことは言えませんが、当市の各学校の皆さんの意向というのもあると思うので、簡単には言えないのですけれども、私は広くこれを理解していただくという意味においては、できれば修学旅行等でより全ての子供たちがあそこに行き、大人からのおつかぶせではない、自分の感覚としてきちんと学んでもらいたい。

私も高校の時分、修学旅行は広島が行き先でした。ここで、自分で見聞きした体験談を語ってくださる方もいました。生徒会長でしたので平和記念公園に献花をし、そして平和記念館を訪れました。大変衝撃でありました。それ以前から、戦争のこととかもいろいろ自分なりに考えていた。自分の祖父やおじさんたちも戦争経験者であって、子供のときからそういうことを聞かされた1人として、「はだしのゲン」を読んだ。マンガでも読んだ。そして、年が長じてからは井伏鱒二の小説、「黒い雨」だったのでしょうか、あれは何回か読んだ記憶があります。その後映画化もされますね。大変衝撃を覚えた映画でありましたが、そのような

下地もありながら、当時、修学旅行から帰ってきて、平和展を生徒会長の発案で当時の仲間も賛同してくれ、高校では多分 20 年から 30 年ぶりの生徒会による平和展というのを自分で主催もしてきた。大変議論もあったのですが、してみたという経験があります。

そういう意味からは、より多くの子供たちがこれを見てもらうという意味では、派遣事業という小さい縛りではなくて、逆にもっとやるのであれば、全校生徒から見てもらう、そういうことを問いかけていくほうが、私は向きとしてより趣旨に合うことに近づけるのではないかと思います。

もう一つは、子供たちが自主的に行く。そういうぐらいの子供に育ててほしいなという思いがしておるところであります。いずれにしても、派遣するかどうかについて、それはいろいろなことで皆さんと相談をしながらやはり考えていくべき。ちょうど 70 年ということで、こういったことが風化をしていく、そういうことをさせないためにも非常に大事なことだと思いますので、議論はしていかなければならないというふうに思っています。今のところそういう回答になります。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 広島市の平和祈念式典への子ども達の派遣事業の実施について

ありがとうございました。思いについては、今、市長のほうから聞かせていただきました。ご自分の学生時代の体験から含めてということですが、そこは共通のものがあるかというふうに思っています。ただ、派遣事業と、より多くの生徒がかかわる事業、どちらがどうなのか。本来であれば、より多くの生徒がかかわるような事業ができればという思いも全く同じものであります。

ただ、これだけの年数が実はたつて、県内でかなりの市が実施をしながら、うちはまだできていない。議論も、そういう意味ではここ何年かけんけんがくがくの議論で、今、詰まりつつあるという状況では残念ながら全くないわけであります。

ですから、壇上で市長のお気持ちは、今、聞かせていただきましたが、これ具体的にどう動き出すのか。子供たちへの平和教育も含めて、どう動いていくのかというところが一番重要なところだろうというふうに思っています。それにはまず動き出すこと。これがまず動き出すというのは、いきなり派遣とかということではありませんけれども、それも見据えた具体的な議論が動き出すということが必要だろうと思っています。

実は市の非核平和委員会のできる前、私も六日町でしたので、六日町の非核平和運動を進める会ということで事務局ですとかがかわらせていただいて、それが実ってようやく非核平和委員会ができたという経過もあります。そこもなかなかそれ以後どのくらい発展してきたかという部分もございますが、継続は力なりということですので、一定の成果を上げながら継続をしてきたということになるかと思えます。

今ほどございました市長の答弁ですが、方向的には今のご答弁で、思いとしては理解できるところは多分にあるのですが、今後、例えば市として、今まで具体的な動きになかなかならなかった、こういった部分を、市が主体となってちょっと議論を進めみよ

うというようなお考えがあるのか。例えば非核平和委員会のほうに、投げるという言い方はあれですけども、そちらで議論をしていただきたいというような動きにもなるのかどうか。今後ちょっとどういうふうなことで半歩なり一歩を踏み出すというようなお考えがあるのか。その辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 広島市の平和祈念式典への子ども達の派遣事業の実施について

済みません、個人的なほうからちょっと入ります。個人的には、広島における平和集会です、そこに行くかどうかということはちょっと置かせてもらいます。置かせてもらいますが、こういうきちんとしたことを子供たちに伝えていくということは、非常に大事なことなので、決してこの集会に行くか、派遣をするかどうかという問題だけではなくて、やるべきこと。当然やっていると思います。

そして、これまで今までの経緯を言うと、非核の委員会の皆さん、これまでなぜ派遣がそこまで進まなかったのだろう。逆に私自身が疑問に思うようなところも正直言ってありますよね。市がどういう取りかかりをするのか。そういう宣言をしている市であるからこそやれということかもしれませんが、一歩踏み出せということかもしれませんが、その辺のところはやはり委員会の皆さんにまず、どういう、例えば自主的にその委員会で主催をしてやっていこうと。そこから例えば市に要請があるとか。その辺のところをよく見極めないといけないと思います。私はこれまでの間、なぜそこに派遣をということが、私も議員をやっていましたけれども、あまりそういうことを聞いたことがなくて、そういうものかなというふうに思ってきたのですよ。

なので、市の官制による派遣というところには思いが至っておりませんでした。今後そういうことができるのかどうかということも含めて、話し合いをしてみたいということは伝えたり、先ほど前段に申し上げた、修学旅行等での行き先としてふさわしい場所として、ぜひ検討してくださいというふうに学校関係に、強制はできませんけれども、そういうことは、自分なりには思いがありますのでやってみたいなという思いです。以上です。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 広島市の平和祈念式典への子ども達の派遣事業の実施について

前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。私も今年から非核平和委員会のほうには議会からということで所属をさせていただいています。よそを見ますと、各中学校から代表1人とかというところが多いようですけれども、市長がおっしゃったように、例えば修学旅行ですとか、そういった部分で取り組んでいるところもございます。

それ、いきなりというわけにもいきませんので、例えばそういった派遣事業で、この前も新潟市等々が新聞報道で出ていましたけれども報告会をやったり、そういう中で、また、そういった機運といいますかもぜひ醸成をするという中で、平和教育に前向きにお取り組みいただければということで、お願いをしたいと思います。

また、非核平和委員会へのそういったお話ということで、今、市長からも伺いましたので、

当市の場合は非核平和委員会が、そういった意味では総務課が事務局になった中で前向きな議論していますので、またその議論をいただくということもいいかと思います。よろしくお願いをしたいと思います。では、大項目1番については、これで終わりたいと思います。

2 教職員の多忙化解消に向けた取組について

続きまして、大項目の2番でございます。教職員の多忙化解消に向けた取り組みについてでございます。先般、文部科学省は、来年度予算の概算要求で、全国の公立中学校に部活動指導員を1万2,000人配置する経費として13億円を盛り込むという方針を固めた、との地元新聞の報道もございました。これは今年度予算の5億円、4,500人に対し2.6倍となる大幅予算増ということになっています。

これまでも教員の多忙化解消については、全国的にも大きな問題となっており、既に新潟県も第3次多忙化解消アクションプランに取り組むとともに、当市、南魚沼市におきましても、多忙化解消の検討委員会を立ち上げ、教職員用のハンドブックに多忙化解消に向けた具体的な取り組みを掲載しながら教育現場への指導を進めるなど、さまざまな取り組みを進めていただいているところであります。

しかし、教職員の勤務実態ということになりますと、これまで客観的な調査や実態把握が全く行われてこなかったという状況でございます。ようやく昨年6月から調査が開始をされました。しかし、これも調査が始まったばかりですので、なかなか大変な部分もございしますが、本人の自己申告が基本となっていて、調査方法もそれぞれ学校によって手法が若干違っているという状況にあります。

これまでも、教職員の多忙化については、大変だと。学校現場は大変だという議論はさまざまなところであるのですけれども、じゃあ、具体的にどうなのだという、きちんとした客観的な資料そういったものがなかなかなくて、大変だけれども、どうするということになかなか議論が進んでいかないという実態もあったのかなというふうに思っています。

県のほうの調査によりますと、勤務時間を超えて在庁する時間が月60時間を上回る。こういった教職員の割合も、一応、調査を県もやりましたが、南魚沼市では、県の平均を全てちょっと上回っていると。これ単月の数字を私は見たのですけれども、そういう状況にあります。ですから、なかなかこれまでの取り組みが、具体的な現場の解消や数値に今のところまだちょっとあらわれていないのかなという気がしています。

そこで、小項目1番をお伺いいたします。今後の教職員の多忙化解消に向けた取り組みを進めるためにも、タイムカードの導入等の客観的データの整備が、やはり前段として必要だろうというふうに思いますが、これらのタイムカードの導入等も含めたデータ整備について、現在のお考えがございましたら伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議 長 市長。

○市 長 2 教職員の多忙化解消に向けた取組について

梅沢議員の2つ目のご質問です。教職員の多忙化解消につきましては、教育現場の教育長のほうから答弁してもらうことにします。先ほどの、ちょっと失礼ですけれども、1個目の

ほうのやつ、教員の多忙化という中に、いろいろなことに新しい事業というのは、教員任せではできないので、先ほどの議論も教員任せにしないようなところで、我々は考えていかないといけない大きな問題だなと思っています。ちょっと済みません、つけ加えました。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 教職員の多忙化解消に向けた取組について

それでは、梅沢議員の一般質問、教職員の多忙化解消に向けた取り組みのうち、1点目があります。タイムレコーダーの導入と客観的データの整備についてお答えをいたします。現在、各学校で自校に合ったシステムで、出退校簿を作成し把握しております。先ほどの梅沢議員のご指摘のように、県に比べて南魚沼市は長時間の超勤があります。教育委員会としては、各校で月60時間以上の超過勤務をした教職員の人数、年齢、職種は把握しておりますが、一人一人の教職員の勤務時間までは把握しておりません。ご指摘のとおり、客観的データを得るための何らかのシステムが、今後必要であるというふうに痛感しております。

現在、教職員向け勤怠システム、教職員の出勤と欠勤等を管理するシステムであります。多くのメーカーで今開発をされております。当市でも梅沢議員に指摘されたからではありませんが、既にこのメーカーのあるメーカーから提案を受けておりまして、部長、課長、管理指導主事2名がデモンストレーションを受けております。9月に入ってからであります。その結果、当市で運用することに問題がないか、費用対効果はどうか等の検証を行い、新年度予算への繁栄を検討してまいりたいというふうに思っております。部長、課長等に聞いてみたところ、システムとしてはいいシステムであるし、導入の方向で前向きに検討したいという答えが返ってきております。以上で答弁を終わります。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 教職員の多忙化解消に向けた取組について

ありがとうございました。もう既に検討中ということで、前向きな取り組みをなさっているということを知って安心いたしました。既に湯沢学園なんかでは、タイムカードをもう導入して取り組みを進めているということもございます。また、南魚沼市は、本当に教育現場では、介助員も県内基準では一番、トップになるような配置等もしていただく中で、現場の取り組みは進めていただいているかなというふうに認識はしています。それらがまた具体的な成果となって、先生方の多忙解消こういった部分に数値ともなってあらわれるように、これから来年度予算の編成も始まるわけですので、ぜひまたよろしく願いをしたいと思います。1番については、これで終わります。

次に小項目の2番でございます。2番、スポーツ庁が示した中学の部活動のガイドラインというのがございます。これは教員の負担軽減や子供たちのけがの防止ということを目的に、週2日以上以上の休養日を設けるといようなものでございますが、これらに対する南魚沼市の現状の取り組み、それから今後の方針等お考えがございましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 教職員の多忙化解消に向けた取組について

それでは、中学校部活動のガイドラインについてご説明をいたします。文科省では本年3月に、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを出し、新潟県教育委員会は、5月に、新潟県部活動のあり方に係る方針を出しております。当市においてもこの国、県の動きに合わせながら、本年3月から中学校長との協議を進め、4月に南魚沼市の部活動ガイドラインを策定させていただきました。基本の方針については、生徒のバランスのとれた生活と成長を確保することを目的とし、なお教員のワークライフバランスを踏まえた部活動を運営する、この2点を基本方針として進んでおります。

共通の取り組み事項としては、部活休養日を週2日以上は設定すると。そのうち週休日に1日以上設定すると。そして、休日の部活休養日を年間で50日以上を設定すると。練習時間については、平日は2時間程度、休日は3時間程度とするという基本的な方針を出しております。中学校体育連盟の関係から、湯沢町と歩調を合わせ、共通の方針で現在進めております。一番大切なことは、保護者や地域への周知を図ることです。今後その努力をしまして、学校と保護者、地域が一体となって推進する体制づくり、これがとても大切であると考えておりますので、この体制づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 教職員の多忙化解消に向けた取組について

ありがとうございました。現場では、既にもうそういったきちんとした方針のもとに取り組みが始まっているということですが、国や県が数字的な部分を示せと。これは簡単とは言いませんけれども、ある意味簡単だと思うのですが、実際に今度は教育委員会で、各学校の現場にどういったふうなそれを導入するかというのは、本当に大変な部分だと思います。先生方のお話を聞きますと、例えば部活動は子供たちと直接触れ合える貴重な時間だというふうなお声もございまして、例えば種類が多くて教師が少なくて、やったことのない部活動を担当せざるを得ないような状況もあるという話も聞きます。

これら全ていろいろな議論の中で、何が一番いいのかというのは大変難しい問題ですし、どう導入するのかというのも難しい問題だと思います。また、保護者の皆さん方がそれをどう考えるのか。これは一人一人またそれぞれのお考えがあるということで、来た基準——基準はおろすほうはいいとしましても、それを実施していく学校現場というのは、本当に大変な状況があると思います。

そういう中で今の多忙化解消は、全ていろいろかかわってくる問題だと思いますが、今後その辺をぜひ念頭に置いて、現場での議論、それから導入についてはさまざまな検討をしながら、スムーズにいくような対応をお願いできればというふうに思います。2番については以上とします。

小項目の3番でございまして。文部科学省が進める部活指導員の導入の可能性、それからその効果や問題点について、今現在、教育委員会としてどうお考えなのか、ちょっとお聞かせ

をいただければと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 2 教職員の多忙化解消に向けた取組について

それでは、3点目の部活動指導員の効果や問題点についてお答えをいたします。文科省の部活動指導配置促進事業は、これまでの外部指導員とは異なり、教員にかわって単独での指導や引率が可能となったということが大きな要因であります。指導や引率が可能となったということに基づいて、任用条件をつけさせていただいております。教員免許状を有する者、日本体育協会公認の競技別指導者資格を有する者、3年程度外部指導者経験を有し、校長推薦で教育長が許可した者のいずれかに該当するものを任用条件とさせていただいております。

来年度から市内では、4中学校で部活動指導員の配置を進めてまいりたいというふうに思っております。各校で2名、合計8名を今のところ検討しております。国庫補助事業でありますし、いろいろなことがあります。今後、新年度予算の中で財政と協議をしてみたいというふうに考えております。

その効果についてです。教員の負担軽減が図れると、これが最もの要因であります。2点目は技術指導において大きな成果が期待できると。先生でも部活の担当になったとしても、なかなかそれが初めてであるということがありますので、そういう面で大きな成果が期待できるということでもあります。

最後に3点目であります。今までの学校の空気の中に、その指導員によって新しい風が吹くのではないかと。ぜひ、吹かせていきたいというふうに思っております。

最後に問題点であります。生徒の発達段階や学校生活を考慮せずに、勝利至上主義等を掲げて指導を行ってしまうと——今までもそういうことがあったわけですが、生徒の道徳性や健康面などの悪影響が懸念されます。このようなことにならないように、人選については慎重に行っていく必要があると考えております。現在、教育委員会では、体育協会と連携しながら、そういう理念を持った指導者を輩出、お願いできるような下打ち合わせも進んでいるところでございます。以上であります。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 教職員の多忙化解消に向けた取組について

ありがとうございました。補助事業でございますが、市の負担もかかるということで、これから財政当局とということで話をいただきました。一番心配しているのが、実は人材の部分でございます。今、体育協会と鋭意進めているということですが、今の見通しとしてその8名については、的確な方といえますか、今、教育長がおっしゃったような方の確保、何とか見通しがつきそうだという状況があるのかどうなのか。今の心象で結構ですので、ちょっとお聞かせいただきたい。

○議 長 教育長。

○教育長 2 教職員の多忙化解消に向けた取組について

先ほどもご説明したように、この指導員の資質がかなり重要であります。体育協会と協議

を進めて人材確保に努めているところでありますが、8名を確保するという事は、今後かなり精力的に検討し進めていかないと、結構大変な作業でありますので、作業というか行為でありますので、一生懸命8名確保に向けて進んでいきたいなというふうに思っています。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 教職員の多忙化解消に向けた取組について

ありがとうございました。学校現場の人材確保については、例えば産休の先生の代替等についても本当に大変な状況で、産助の先生方が頑張っていて、努力をさせていただいているというふうなお話も伺います。そういう意味では、人材確保というのはかなり大変な事業になるかと思うのですが、ぜひ、ご努力いただいて、新年度から実現するようにお願いしたいというふうに思います。

続きまして、小項目4番をお願いしたいと思います。今までそれぞれの小項目で出てきましたように、教職員の多忙化解消に向けた取り組みを進めていくということについては、学校現場における議論に基づきながら、先生方の理解を得ながら進めるということはもう当然なわけですが、同時に先ほども少し出ていましたけれども、保護者の方々もいろいろなお考えの方がございますので、保護者の方々の理解を得ることが必要不可欠だろうというふうに思っています。

この保護者の理解を得ることになりますと、なかなか各学校が独自に先頭に立つということも、かなり難しい部分であろうかと思いますが、保護者の理解を得るための取り組みについて、教育委員会が先頭に立つて主体的に進めるというあたりが必要になってくるのだらうと思います。そのための今後の取り組み方針といいますか、教育委員会のお考え等がございましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 2 教職員の多忙化解消に向けた取組について

ご指摘のとおり、多忙化解消に向けた保護者の理解を得るということは、重要であるというふうに考えております。まず、今年度に入ってその方向で取り組んだ状況を説明し、今後の考え方についてご説明をさせていただきます。先ほど説明しました南魚沼市の部活動ガイドラインを4月当初のPTA総会等で学校の実態と今後の方針を校長が説明し、部活動の見直しについて保護者の理解を促しました。ここが一番保護者が集まる場所です。同様に各学校でPTA総会や学校だより等で教員の多忙化に触れております。これは頻りに触れるようにしております。業務の見直し等を行うことについての情報提供を話題にしてきております。

ここでご指摘のように学校だけの動きではなかなか浸透しないということで、教育委員会が先頭に立つということはまさにそのとおりでありますので、現在取り組んでいることについてご説明します。市内の小・中、特別支援学校の教職員の勤務実態調査がまとまりました。その結果をもとに、教職員の厳しい勤務実態という項目で文書にまとめさせていただきました。9月7日の校長会でこの内容を確認しまして、来週の9月18日過ぎには、全保護者

にその内容を文書で通知する予定であります。このように、学校だけではなく教育委員会が教師の多忙化についての現状を通知するというのは、県内で初めての動きであります、重要なことであるというふうに教育委員会は考えておりますので、そのように進めてまいりたいというふうに思っています。

その通知の中でどのようなことをお願いしているかということ、緊急時を除いて学校への連絡は勤務時間内に行ってほしいということで、保護者にとっては重要なことはいっぱいあるのですけれども、勤務外に電話が来ることがありますので、なるべく対応できる勤務内にご連絡をいただきたいという項目をうたっております。中学校では部活動のガイドラインに沿った運営、先ほど配ったガイドラインに沿った運営を行うということ、それから小学校でも課外活動について見直し、今後検討していきたいということについても文書の中に書いてあります。今後、教育委員会を先頭に各学校の校長を通して、業務改善、保護者等の理解を得られるように、精力的に進めてまいりたいというふうに思っております。

ただ、1点であります、いろいろ教員と多忙化解消の話をしております。部活動についてはかなり微妙なところがあります。多忙化解消というか、多忙化感の解消ということが教員の中ではうたわれております。部活の担当をすることによって、多忙感が出る教員と、いや多忙感は出ない、それが私の生きがいだという先生もいます。その辺も先ほど指摘されましたように、今後いろいろの先生方と議論してまいりたいというふうに思っています。

1つの例から申しますと、八海中学校になりました。このことによって野球部は部活が強くなりました。多分このことによって、統合した子供たちの意気が上がっているものというふうに思っております。かなりいろいろの要素で検討しながら単純に考えるのではなく、慎重に何が本当によいのかということは今後考えてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

○議長 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 教職員の多忙化解消に向けた取組について

ありがとうございました。教育長がおっしゃるように、この教師の多忙化問題は、国や県が時間や日にちを決めるというようなことで解決する問題でなく、本当に教育現場ではさまざまな思いや立場の人もございます。そういう意味では、本当に人間のそれぞれの考えや内面にまでかかわる問題かと思っておりますので、ぜひ、これからも慎重な対応をお願いできればと思います。

また、保護者の関係については、そういった総会ですとか、文書を一生懸命読んでくれる、そういった保護者ばかりではないといえますか、なかなかこれは教育現場だけでなく、どこの行政現場でもそうですけれども、無関心な人ほどいくら情報をやってもなかなか届かないという部分もございます。それらも含めて本当にある意味息の長いといえますか、大変な根気のいる取り組みになろうかと思っておりますが、今後も今までのような方針の中で、ぜひ積極的に取り組みをお願いできればというふうに思います。大項目の2番はこれで終わりたいと思います。

3 サル被害対策について

次に大項目の3番をお願いしたいと思います。サル被害対策についてということでございます。南魚沼市におけるサル被害は、近年捕獲数は増加傾向にあります。被害金額は急増しており、被害面積についても平成27、28年度は大きく一時減少しましたが、平成29年度は再び増加に転じているという状況であります。このようなサル被害に対する対策は、まずは個体管理、それから被害防除、そして生息地管理の3つの対策が3本柱というふうに言われていますが、今後の南魚沼市の被害対策についてお伺いをしたいと思います。

まず、小項目の1点目でございます。サルの固体管理には箱わなを使った選別捕獲とともにテレメトリー体制の確立、これが極めて重要だというふうに言われております。県内においてもGPSによる群れ管理を導入している自治体も既にご覧ですが、南魚沼市のGPS導入等に対する現在のお考えについてお伺いをいたしたいと思います。

○議 長 質問の途中ですが、昼食のため休憩といたします。再開を1時15分といたします。お願いいたします。

[午後12時00分]

○議 長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

[午後1時15分]

○議 長 梅沢議員の項目3の(1)に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 3 サル被害対策について

それでは、梅沢議員の3項目目、サル被害のことです。まず、GPS導入に関することです。南魚沼市では今、わななどで捕獲しましたメスのサルに発信機を装着して、サルからの電波を受信することによって群れがどのように行動しているかというのを調査しております。テレメトリーですね。この調査結果は市のホームページでも公開しております。希望される方はメール配信などを行っているところであります。この情報をもとに、サルの群れの出没箇所などを予測して、追い払い活動を実施しているということで、被害を防いでいるという地域もございます。

お話のGPSの導入についてですが、今より便利で精度が高く、リアルタイムな情報を得るためには素晴らしいということはわかっているのですが、基地局の設置などが必要となります。多額の初期費用等が発生するという、また発信機の電池の寿命が短いというふうにも言われておまして、これらの課題があるかと思っております。

いずれにしても、素晴らしいということはわかっている。例えば当市の冬の除雪の車両にはGPSが搭載されたことにより、より精度といいますか、正確な情報、データがとれるようになっていくということで、いいことはわかっているのですが、なかなかちょっと今のところ難しいかなということでもあります。

既に導入をしている県内の自治体などからの、これもどのくらいやっているか、ちょっと私のほうで存じ上げておりませんので調査もしたいと思いますが、これらの情報なども参考

にしながら検討はしていきたいというふうに考えています。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 サル被害対策について

ありがとうございました。今、実施をしているテレメトリーについても、被害防除という部分では大変重要な内容だと思っています。今、確認している群れも 5 群ほど、被害群れとしてあるようですけれども、1 群、2 群は、今のところ 1 個の発信機しかついていないということで、やはり複数の発信機をつけるということができれば、基本といたしますか。これもいつ電池がなくなってわからなくなるという可能性もあります。それから 5 群については、既に今ちょっと不明というようなお話も伺っていますので、ぜひ、今の体制をまずきちんとした体制にできるように、これは分別捕獲が必要になってくると思いますが、力を入れていただきたいという部分と、今ほど市長からお話しいただきましたように、GPS も大変有用な手段になっています。

特に最終的には、個体管理、被害防除、生息地管理の 3 本柱ということですが、やはり生息地管理、そして里山の整備が最終的には必要になってくると思うのですが、その前に、その間として追い払い、行動を把握して追い払いをやるということも大変重要になってくると思っています。経費等の問題もありますが、今の体制をまずきちんとするということに加えて、今後ともそういった新しい手法もどんどん出てきていますので、ぜひ、検討をしながら取り組みのほうを進めていただきたいというふうに思います。

次に小項目の 2 番のほうにいきたいと思います。被害防除では、追い払いとともに電気柵の設置が今現在大きな成果を上げています。国の補助事業でそれぞれ設置をしているわけですが、国の補助事業では維持管理期間といたしますか、耐用年数が 8 年ということで、8 年間はきちんと管理をしていかなければならないという部分がございます。

ただ、これも導入後 8 年となりますと、消耗部品のホワイトロープですとかフック、これらが当然途中で更新が必要になってくるものですから、なかなか地域で、補助事業でかなり広い部分で設置をしたりというところもございます。そういう部分では、消耗品の更新の経費が大変な負担といたしますか、設置をしたりサルの追い払いをしたり、そしてみんなで一緒に電気柵の維持管理ですから、漏電を防ぐ草刈りですとか、時々電圧をチェックしてまた切れているところはないかとか、そういった管理も大変ですが、これがまた消耗品の更新となると経費的にも大変になってきます。これらがちょっと国補助というわけにはいかないものですから、これらに対する市の補助制度について対応が必要ではないかというふうに思うのですけれども、今現在のお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 サル被害対策について

2 つ目のところであります。電気柵の設置。最初、旧大和の船ヶ沢から始まり、塩沢の柄沢なんかもすごく大規模にやっています。7 月にはちょっと私も見に行ってきました。船ヶ沢のほうは、もう議員の時代によく見させてもらったのですけれども、それらの見られると

ころは見ていくつもりですが、今年度までに 20 の行政区が今もう導入しています。総延長距離というのが 16 キロになっているという、もう大分長くなってきました。

皆さんが一樣に、本当に被害がなくなるということで、大変すばらしいという話は伺っているところであります。一番特効薬というか、効果があるのはやはり電気柵だろうなというふうに私も思うところです。その周辺に、またちょっと被害が逃げてしまうというのがあります。

いずれにしても今ほど議員がおっしゃったように、降雪という地域でつけっぱなしにはいれない。以前、議員の時代にいろいろな視察で回ったとき、四国でしょうか、あそこはもう全部張りめぐらされていました。びっくりするぐらいの距離です。そういうことは、やはり雪が降らないという前提があるのだそうですね。

これらの中でそれぞれ設置している集落は、いいということはわかっていて、皆さんの協力によって今なされておりますが、その維持管理費用、それからそれらをどう見るのか。また、降雪がない地域との比較などのいろいろな情報を得た中で、補助制度についてはやはり考えなければいけない時期が来ているとは思いますが、なかなかそう簡単にはいれないところもありますので、この辺がどういうふうにできるかということ、検討を加えてまいりたいというふうには、今、思っているところであります。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 サル被害対策について

ありがとうございました。電気柵については、8 年が経過したというところは当市にまだないものですから、これからということになりますけれども、ただやっぱり、先般も農林課主催で電気柵の維持管理の勉強会がございまして、私も参加させていただきました。やはり見ていると、途中でホワイトロープが切れて、ちょっとそこから先に電圧がいていなかったりというような状況もございまして、なかなかそれを更新するとなると大変だというお話も伺っています。

船ヶ沢もそうですし、柄沢も設置してからもう結構たちます。あと大月なんかもそうですけれども、そろそろといいますか、もう既にそういった時期に来ているものですから、その辺については現場の実情も調査をいただく中で、予算の対応もあると思いますが、ぜひ、これらについてちょっとご検討を、今後、前向きにお願いできればというふうに思っています。

続きまして、小項目 3 番のほうにいきたいと思います。サル被害対策ですけれども、今ほどの追い払いですとか電気柵もあるのですけれども、それらについて被害農家だけで取り組むということではなくて、やはり地域全体で取り組むということが大変重要になってくると思っています。

特にサルの被害の場合は、山裾の畑は荒らされるけれども、ちょっと集落の中に入るとそこには来ないというようなことがあって、同じ被害集落の中でも全体できちんと一緒になって集落全体で被害を防いでいこうとか、追い払いをやっていこうとかということになると、なかなかそういったきちんとした全体の認識をつくるというのは難しい部分もございまして。

そういう意味では、サル被害に対する問題意識の共有化といいますか、そういうものを進めるためにも、今現在も長岡技科大の先生の協力を受けながら進めているわけですが、特にこういった鳥獣害の場合は、やはり単なる駆除とかということではなくて、どうやったら本当に被害が防げるのか。そういう意味では専門家の知識、お話を伺うとかということは大変重要になろうかと思えます。それで今、講習会等も年に1回、2回やっているようですけども、例えば講習会の開催回数ですとか、開催する地域についても、ぜひ、増やして、問題自体を共有化するというような部分ですね。

それから、今やっている国の補助事業の電気柵等についても、なかなか当初は連坦をしていないとだめだったりということがあったわけですが、その後、条件も緩和されたりという部分があるのですが、なかなかその周知がまだできていない。もちろん、文書では市のほうはやっているのですけれども、この前の講習会に来た方でもそれは知らなかったというような方もおられたりということもございますので、そういった部分についても、今後の考え方、方針についてちょっとお伺いできればと思いますので、よろしくお願ひします。

○議 長 質問の途中ですけども、梅沢議員にお伝えします。総時間10分を切っておりますので、最後の4問目もできるように配慮願ひたいと思います。

答弁を市長。

○市 長 3 サル被害対策について

集落挙げて共通の認識というのはなければならぬと思います。1番目のところ、先ほどの前段の質問になるのですが、まとめられる地域とまとめられない地域というのがあります。例えば私のところは無理ですね。ばらばらなのです。だから、そういう共通認識というのはなかなか難しい。市としては、講習会も年に2回ほどきちんとした形で行っています。やっていますが、なかなか専門的な講習なりとかが中心になっていて、地域の共通認識を引き上げるまでの講習会になっていないのかなという思いもあります。

ただ一方で、これは地域によって呼ばれた場合は出張させていただいて、それぞれ市のほうから説明を開くというようなところもありますので、これらをやはり活用して一緒になってやってほしいなど。必ずどこも全部呼ぶということではありませんので、そういうふうなところはあるかなと思います。講習会の開催方法などについては、検討を図っていきたいというふうに思っています。

また、関係する柵をつくっているような行政区等には、事業の要望等について、これは国の補助事業等の要件が、先ほどの話のとおり変更になるという場合もあつたり、そういった場合には、その都度わかりやすい周知に努めていく。これらこういう制度がありますよということ、これまで対応していない集落も、本当はここはやりたいたろかなど見受けられるところもいっぱいあります。これらについて、こちらからもアプローチしていくという姿勢も絶やさずにやっていきたい。ただ、これが非常に多くなってくる場合には、財政の負担というのも大変大きな問題になってきます。それらも含めて、新規のところはどうやって手厚くやるかとかさまざまあると思いますので、いろいろ考えながらやらせてもらいたいと思ひ

ます。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 サル被害対策について

講習会等については専門的な部分もそうですけれども、こちらが例えばこういった形でやっていただきたいということで向こうに要望すれば、今来ていただいている先生方、そういう対応には十分対応できるだけの技量をお持ちだと思いますので、その辺も含めて。また、市内にはサル追いの組織もかなりあるかと思いますが。そういった部分を足がかりにしながら、ぜひこういった問題の共有化を図っていただければというふうに思っています。

それから小項目 4 番、最後になります。市におけるサル被害は、そういった部分で深刻さも増していますし、被害対策も多岐にわたる対策が今、必要になっています。例えば定点カメラがあったりとか、いろいろな部分で昔と違って対応を進めていただいています。それだけにまたイノシシやニホンジカ等の被害も今出始めているという状況もありまして、現在の人員配置はもうずっと固定といいますか、担当の人数は増えていないわけですけれども、その中でいろいろな部分に今、対応しているということで、かなり現場は厳しい状況にあるのだろうというふうに思っています。

鳥獣被害対策は、先ほど四国のお話が市長から出ましたけれども、例えばイノシシなんか本当にこれから増えてくると、上越あたりではもう 100 数十キロも電気柵を張っているということになりますし、うちも稲に被害が出るなんてことになると大変な問題になりますので、今のうちに何とか対応するのがどうしても必要だろうと思っています。

そういう部分では、鳥獣被害対策の人員体制といいますか、この強化についても早急に今、検討すべき時期に来ているのではないかというふうに考えていますが、お考えを伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 サル被害対策について

そういう時期に来ていると思います。なので、これは体制の強化について本当に検討していかねばならないという認識でおりますのでよろしくお願いします。一方で、猟友会の皆さんと、いろいろな支援等を含めて会員を上げていこうということも含めて頑張っています。

ちょっと恥ずかしい話ですけれども、例えば私は猟友会に入っていないのですね。ただ、全国の中では私の知り合った市長さん、町長さんたちで、猟友会にみずからやったりする人もいますよね。ちょっと私はそこまでいきませんが、父は猟師でしたけれども、私はそういう血を受け継いでいないところもあって、ちょっと難しいところもあるのですが、でもそのぐらいやはり大変ですね。イノシシ、シカは、サル以上に大変だということはもう認識としてはみんなお持ちです。私も思っておりますので、非常に今そういう、多分重大な時期を迎えようとして、一步入ってくると大変な状況が生まれるということは、わかっているつもりでありますので、いろいろな対策を組まなければいけないなと思います。助成、また財

政等も見ながら、重要な課題であることは間違いないというふうに思っています。

一方で、対処療法だけではない、抜本的な例えば森林環境税の問題も含めて、さまざまなことで山に手が入っていき、森林がきちんと整備されない限りは根本的な解決にならないというところもあって、あわせわざですね、やはりそういうふうにやっていかなければならないなという認識であります。

○梅沢道男君 3 サル被害対策について

ありがとうございました。今、来ていただいている講師の先生も、話を聞くところによりますと、ご自分でもう銃器の免許を取って、猟友会に入られたということで、本当に素晴らしい取り組みをやっているなと思っています。

ただ、市長が言うように森林環境税ですとか里山の整備ですとか、森林整備、そういった部分も含めての対応がやはり必要になってくるだろうというふうに思っていますが、なおさら担当の部署の充実というのは、これから欠かせないだろうというふうに思っていますので、今後もまた前向きなご検討をお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 長 以上で、梅沢道男君の一般質問を終わります。

質問順位5番、議席番号4番・吉田光利君。

○吉田光利君 お疲れさまです。

1 雇用確保について

早速でございますが、雇用確保について質問させていただきます。県内大手の銀行がまとめました景気動向調査によると、4月、6月期の県内の業況判断指数は、2四半期連続悪化という衝撃的な新聞報道が7月にありました。主たる原因は、人手不足が一層強まったとのことであります。全国的に景気回復傾向と人口減少が重なり、人手不足が大きな問題になっています。とりわけ地方は深刻化しております。ハローワーク南魚沼本所の直近データによると、有効求人倍率は2.72倍で県内1位となっております。

ある面、仕事があることは大変喜ばしいのでありますが、事業主においては、事業存続にかかわる厳しい現実にあります。子育てのお母さん、高齢者、障がい者の潜在労働力、Uターン・Iターン及び外国人の市外からの労働力、そして最も期待される高校、大学の新卒労働力がポイントと考えます。それぞれの立場の人が1人でも多く1時間でも長く働き、生産性を高めることが本人、事業主、市にとりましても豊かになる幸せなサイクルと考えます。それには官民一体となった雇用確保の取り組みが必要と考えるところであります。以上を踏まえ、林市政の所見を伺います。

1、新卒雇用に向けたハローワーク・企業・学校・市の連携に新たな計画はどうか。2、ユースエール認定制度の積極的な推進が必要と思うがどうか。3、保育所・学童の受け入れ条件に、保護者の就労状況をきめ細かく反映が必要と思うがどうか。4、「高齢者」「障がい者」の雇用促進がより必要と考えるがどうか。5、予想される外国人労働者の受け入れ拡大に伴い、環境整備とリスクをどう考えるか。以上、大項目の1を壇上で質問させていただきます。

○議 長 吉田光利君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 1 雇用確保について

それでは、吉田議員の質問に答えてまいります。雇用確保、5つほどありますので、ちょっと長くなります。お許しいただきたいと思えます。どれも、非常に重要なことでもあります。

まず、1点目の問題であります。ハローワーク・企業・学校・市の連携。新しい計画ということですが、ハローワーク南魚沼管内の高校生のことでちょっと言いたい。高校生の進路につきましては、昨年12月時点で卒業予定者が868人おりました。このうち83%、8割強の720人が進学を希望し、就職希望者については16%、これは136人だったそうあります。そういう状況であります。

その後、99%、ほぼ100%が就職をし、うち52%に当たる69人が地元で就職をしているということでもあります。調べられて本当にうれしかったです。そして、地元への就職者69人に対する求職の件数は449人、求人倍率にして実に6.51倍です。高卒者の人材不足は、今、地域課題、本当に大きな地域課題になっているというふうに考えます。大変驚くべき数字だと思います。市の一般の有効求人倍率も、先ほど2.7。2.5を常に超えていたり、それから季節的には3を超える。異常な数字だと正直言って思っているところでもあります。

県内の新規高卒者数の求人倍率というのは、比較しまして8年連続で増加をしている。そして、6月末の県内の求人状況では、求人の数が7,700人。就職の希望者はこの中で3,700人ということでもありますので、県全体でも同じような傾向。特にうちの地域はそれが顕著であるということが読み取れると思えます。

連携の新たな計画という質問ですが、現在は、平成27年度からハローワーク、そしてハローワーク南魚沼管内の高校、そして我々を含めた市町村で、「高等学校連絡会議」というのを組織しています。高校新卒者の就職支援、また雇用先の確保を目的としまして情報交換や協議などを行っているという、その母体になっている会議であります。

しかしながらですけれども、先ほど言ったように新卒求人数が求職者をはるかに上回って、人材不足が大変深刻な状況であることから、将来的には、議員がおっしゃる新たな計画というのが必ず必要になるというふうに認識をしています。会議等を含めた連携をより密にしながら、今、本当に大変な問題になっているということを、みんなで認識を共通して取り組まなければいけないと考えています。

2つ目のユースエールの問題です。この認定制度、聞きなれない方もやはりいらっしゃると思うのです。若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが大変優良であるという中小企業を、若者雇用促進法、法律に基づいて厚生労働大臣が認定をする制度ということでもあります。7月時点で全国では416社、新潟県では12社が認定を受けています。私どもの南魚沼市内では、唯一ですけれども1つだけ、h a k k a iさん、旧八海クリエイツさんですね。今h a k k a iと言いますが、h a k k a i株式会社さんが認定を受けています。

この認定を受けるとどうなるかということです。厚労省から若者の雇用に関してさまざまな支援を受けることができる。有利な支援ですね。企業のイメージアップにつながる——これは公表をどんどんされていきます。そして、優秀な人材の確保などが期待されるということがあるほか、融資などでも低利融資を、この認定を受けることによって受けることができるという利点がございます。

この制度は、企業が若者の就職者を確保する手段として大変有効である。ただ、なかなか難しい面もあって、皆さんが取り組めるかという点とあれですけども、ぜひ、取り組んでもらって、働く側、雇用する企業、双方に大きなメリットがあるという考えでありますので、今後もハローワーク等と連携をしながら、アピールそして情報発信などに積極的に市も取り組んでまいりたいと思っています。h a k k a i さんの認定式にも、市は県庁に赴きまして同席させていただき、そして先般はh a k k a i の社長さんからも表敬訪問をいただきまして、本当にありがたいなど。牽引役として頑張っていたきたいという思いであります。

3つ目のご質問であります。保育所・学童の受け入れ、保護者の就業状況であります。認可されている保育園の入所に当たりましては、保育の必要な理由とか保育の程度などについて、就労状況を含めて8区分を指数化して判定しています。就労状況については、まずは月の出勤日数に応じて、月20日以上を最高として5段階に分けているということです。次に1日当たりの労働時間に応じてさらに2から3段階に分けることで、就労状況を細かく反映しながら、先ほど言った指数化をしていくということです。

このほかに生活保護世帯、また入園児童が第3子以降であるというような場合を調整項目にも加えまして最終的な審査を行う。この審査ですが、希望する保育園が定員を超えた場合など、指数の高い順番に入園をご案内するというやり方を市はとっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

学童保育のほうに移ります。これは、日曜日を除く4週間で平均12日以上、保護者が就労・就学・疾病・出産・看護・家庭の災害などいろいろなことありますが、これらの事情により保育ができないといった入所基準を満たすことが最低条件になっています。就労の基準ですが、通年利用の1年生・2年生の保護者の場合は、午後3時を超えて6時まで、3年生以上の保護者は、4時を超えて6時まで就労時間で拘束されているということが条件になっているということです。入所者が多数の場合も保育園と同じです。入所者が多数の場合は、学年やご家庭の状況を指数化した高い順番から入所の決定を行っている。公平性を保っているということです。ご理解いただきたいと思います。

4番目の「高齢者」「障がい者」の雇用促進であります。少子高齢化が進みまして、生産年齢人口が減少していく中、高齢者、障がい者の雇用の場を増やすとともに、企業の皆さんがその能力を十分に発揮できる仕組みをどう整備していくかは、重要な課題だというふうに認識しています。

ハローワーク南魚沼管内の、高齢者の雇用確保の実施状況というのがありまして、これは65歳以上の高齢者の雇用確保の措置を講じている145社のうち、65歳以上を定年としている

企業は 38 社、定年制がない企業が 1 社、65 歳以上の継続雇用制度を講じている企業というのが 106 社あります。65 歳以上を定年としている企業が全体の 84.1%、約 85%となっております。

シルバー人材センターが提供する業務。これまで臨時とか短期で簡易的な仕事に限定されておったのですが、今年度、平成 30 年度からは、派遣業務に限って県内では週 30 時間までの就労が可能になったということであります。働く意欲のある高齢者の皆さんの活躍の場が広がっているというふうに思っております。平成 29 年度末のシルバー人材センターの会員は 854 名、就労実人数というのは 794 人でありまして、就業率は 93%ということになると思っております。

今後、これから非常にこの地域でも問題になってくる介護周辺の業務、そして、子育て世代や子供たちへの支援、学童保育等だけではないです。いろいろなあり方をこれから模索しなければいけないというのがテーマになってくると思っておりますが、これらまた空き家の管理の事業とか、市にとっても高齢者の人材雇用活用がますます重要となっていくというふうに考えております。年齢に限らず、意欲と能力に応じて働き続けるということが、健康寿命を延ばすということも含めて、関係機関と一緒にこれらを頑張っていきたいというふうに考えているところです。

障がい者の皆さんの雇用についてを述べます。全国的には伸びている傾向。そして、法定雇用率も段階的に引き上げられているという状況です。社会全体の障がい者の皆さんの雇用に対する理解も、これは以前と比べて格段に上がってきているというふうに思っているところであります。

非常にこの雇用の問題は、障がい者の皆さんへの支援という言葉がよく使われますが、この中でも非常に重要な要素であって、それぞれの方々が自立をして生活していくために、これはもう絶対なければならない経済的な安定という部分が不可欠だというふうに考えています。企業側の受け入れ態勢の不足、また障がい特性の理解不足、障がい者の皆さん側のコミュニケーションの不得手、これはどうしようもないところがあるわけですが、そういう問題。これからやめてしまうというケースが多くあるというふうにも聞いておりまして、そのため、就労支援の施設、また、障がい者就業・生活支援センターが設置されておりますが、これらなどは就業準備の段階でのいろいろなアセスメント等を行いまして、就職後の双方——雇われる側、雇う側——のミスマッチ等をなくすように、取り組みに力を入れていくということであります。いずれにしても、これらは大変大きな課題であって頑張っていかなければならないと考えています。

最後になります。5 番目の外国人労働者の問題です。外国人労働者の受け入れは、少子高齢化が進み、労働者不足が生じているという現在の課題を背景に、全国のどの自治体でも直面していく、またしている課題だと感じます。これらの環境整備とリスクについての質問ですが、リスクが大きく 2 つあるのではないかと我々は考えています。1 つは文化の違い。そしてもう一つが、社会コストが増加するという恐れ。ちょっとかみ砕いて簡単に申し上げ

ますと、まず文化は、釈迦に説法でありますけれども、それぞれその地域に根差したものであって、なかなか外国人労働者の皆さんがそれに適応できなければ、その地域に来たとしても長く働くことが非常に難しくなってくる。そういう意味からの1つのリスクであると思います。

次に、全国の、例えばもう先進的に外国人を受け入れている、そういった導入地域を見ますと、外国人労働者の皆さんが比較的低賃金の職場で雇用されているという問題があると思います。自国に比べても物価等の高い日本。一概にちょっと言えないところもありますが、そういう中で生活をしながら自分の国への送金等を行うということは、非常にその生活の維持が困難であって、なかなか年金とか福祉関連の公共的な料金も支払いが滞るケースというのも多々見られるというのが、自治体間の共通認識です。

行政にとっては、サービスに要する社会コストばかりが増大していくということは、一面やはりあるわけで、これらが最初の1つの文化、2つ目の社会コストの増加というところだと思います。

環境整備。だからどうするのだということではありますが、これは市内で先進的に外国人労働者を受け入れている企業——市内にもそういう企業が出てきております。これらの現状を把握させていただきながら、恐らくはこの文化の問題をどうやって変えていくか。少しでも前向きにするには、言語そして文化を学ぶようないろいろな支援策、こういったものが行政の果たす大きな課題になってくるのではないかなど、そういう必要があると考えています。

適正な労働条件の提示、その方々が地域に溶け込みやすくするような取り組みが、行政ができる環境整備の最大かつ、これからどうしても進めなければいけない大きな問題になるかと思います。当市の窓口も、たくさんそういう事例が今、出ております。なので、言語をどうするのだという問題も、今もう既に南魚沼の庁舎の大きな課題になっていることも含めて、答弁とさせていただきたいと思います。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 雇用確保について

詳細にわたりましてご答弁をいただきまして、大いに理解したところでございます。まず、新卒採用について再質問をさせていただくのですが、今ほど市長のお話にありました高校生の問題は大変大きな問題と私も思っています。実は毎年恒例になっております企業説明会。4月に大学生、7月に高校生が実施されているのですが、高校生の企業説明会には僕も参加させていただきましたけれども、参加の高校生は150人です。大学生が29人ですね。そのうちの2人がもう卒業を既にした学生さんだという状況です。高校生はともかく、大学生が30人にも満たない。企業説明会そのものが成立するかどうか、ハローワークも非常に心配されております。

その中では、全面的に市から支援をいただいたり、協力をいただいているという話の中で、来年どうしようかという話をされています。先ほど市長のお話にもありましたけれども、現状の企業説明会でありきたりのことをやっている、さかのぼりますが、データの的にも平成

27年の数字を見ますと、学生が54人来ているのです。参加の企業が22社です。年々、ことしは29人の47社です。学生さんはどんどん毎年参加者が減るのです。ところが、参加する企業さんは増えるのです。全く人手不足を反映しているという実態ですが、このままではいけないというのが、非常にハローワークさんも所長さんを含めて心配されております。

先ほど市長の話もありましたけれども、現状のやり方ではだめじゃないかと。何らかのアプローチ、仕掛けが必要ではないか。例えば待っているだけではなくて、企業説明会は市と一体になって関東方面に出向くとか、あるいはバスを用意するとか、あるいはこちらでやるのであれば、何かイベントをプラスアルファでつけるとか。食のイベントもいいでしょうが南魚沼ブランドをプラスアルファでつけるとか、楽しみをプラスして、とにかく学生にまず来ていただくと、参加していただくと。その中で口コミが広がったりして、活性化にもつながるし、雇用の確保にもつながるのではないかと思います。ぜひともそういった意味で、新しい仕掛け等も考えていただければなというふうに思いますが、その辺をお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 雇用確保について

以前に比べて、今ほどの就職説明会、4月と7月のだけではなくて、前から比べたら増えているということもお気づきだと思います。例えば地域金融の塩沢信組さんとかもいろいろなことをやったりとか、ハローワークと組んでやったりとか、そういうもので南魚沼市もとか。東京方面でやろうということをやっていると、なかなかまだ第一歩が踏み出せないところがあって、ちょっと自分としても申しわけないなと思っているところです。

例えば関東に我々の出前的な出張の就職説明会。この話をすると、先ほど企業さんの参加が以前に、ここの当地でやる場合は来る学生は減っているけれども、回数が増えているので一概に言えないと私は思っているのですけれども、いっぱいいるときもあったなと思っているのですが、企業さんの参加したいという熱は大きいですね。

私も企業の皆さんと話をすると、今のそういう出張出前的な、どんどん行きましょうと。一発で決まるということはなかなかないかもしれないけれども、それを継続することは大事ではないでしょうかという話をすると、皆さん一様にやるならやろうということ言ってくれます。これらを早めにやっていくということが大事だなと。ちょっとスピードがのろくて申しわけないと思っています。

個別にはいろいろな部分で見ている担当課はわかると思いますので、現状とそして担当課としてどういうふうに把握しているか、ちょっと答えてもらおうと思いますのでよろしくお願いします。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 1 雇用確保について

今ほど市長が言われたように、首都圏で単独でのそういう就職説明等については、なかなか進んでいないというのが現実でございます。先ほども言いましたけれども、高校生につい

ては、高校連絡協議会というものをもちましてやらせていただいていますけれども、大学生について、例えば首都圏の大学。これはまた後日の答弁に出ようかと思えますけれども、首都圏の大学につきましては、今、新潟県のほうで私学連携となりますけれども、そちらが東京の大学のほうと協定を結んで、学生U・Iターン就職促進に関する協定というものを結んでいます。これにつきましては、この情報をいただいた後、機会があるたびに私ども市のほうも市の企業情報等が送れるようになってございます。

実際、実態としましてこちらの協定大学につきましては、現在、東京首都圏の私立大学中心ですけれども、約26校ぐらい協定が結ばれていまして、実際それについては要綱と定めがございまして、こちらについての情報発信等ができる状態にございます。どういうふうな活用するかもありますけれども、県内の大学生、専門学校生も含めた中で、そちらにもっと呼びかけをする方法として、こちらのほうをちょっと検討して進めてまいりたいと思います。以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 雇用確保について

ぜひ、進めていただきたいと思います。続きまして2番の項目ですが、ユースエール認定制度について聞かせていただきたいと思っているのですが、これは非常に企業さんにとっては、市長のお話のとおり高いハードルです。例えば離職率が20%以下とか、残業が20時間以下、有給取得が年平均で10日以上とか、いろいろな細かい制約があつて、実績を積まないで認定を受けられないという形なので、とてもハードルが高いのですけれども。今回、高校生の企業説明会に参加したら、今紹介いただいた企業さんは、やはり人気ナンバーワン、ダントツでしたね。ほかにも有力な企業さんがいっぱい参加したわけですが、なかなか注目されていない。そこに集中するという形がありました。

ユースエールは、やっぱりIターン・Uターンにつながるのかなという気がします。いろいろ先輩議員のほうからの質問の中でも出ていましたけれども、南魚沼ブランドはやはり、豊かな自然、あるいは雪国をもった観光とか、コシヒカリを代表する食のブランド、いろいろあると思うのです。でも、何かちょっと偏った感じがありまして、一方、工業関係は、非常に技術力を持った会社、あるいは工場もいっぱいあるのですね。そこにユースエールの認定が広がれば、南魚沼市は観光だけじゃなくて、ユースエール取得の優良企業がたくさんあるということが第3のセールスポイントになるのです。

そういったことで、個人的にも僕のほうに、南魚沼は観光だけじゃないんだよね、農業だけじゃないんだよね、といううれしい声も聞かせていただくことがあります。ぜひ、そういった面でユースエール認定制度を一緒になって取り組んで広めることが、ひいては企業は大変だけだけれども、労働環境のよい面でのサービス化に基づいてリターンで帰ってくるのではないかというふうに思います。市長のほうからお話がありましたので、ぜひ、市としても一緒になって広めるように取り組んでいただければと思います。この内容については以上なので、3番目についてちょっと質問させていただきます。

保育園、学童の受け入れの件ですが、実際に生の声を聞きますと、すぐ近くに保育園があるのにわざわざ遠くに子供を預けて、そして職場に帰ってというか、職場と自宅と保育園との三角関係の距離の関係ですが、そういうのがすごく矛盾もあるらしいのです。それで何とかならないものかと、こんなばかげた話あるのかというのも実際には耳にします。でも、保育所も学童もそうですけれども、ない袖は振れないという形でキャパシティーもあるし、未熟児については設備もいるだろうし、規定もあるだろうしということで、なかなか思うようにいかないと思うのです。

先ほど市長にご答弁いただいた中で、指数表ですね。公平さ、平等を保つために基準指数表を設けて、そして得点によって入所を決めるという形でありまして、私も手元にありますけれども、非常にいい制度で活用させてもらっているのだなというふうに考えているのですが、実はよく熟読しますと、今言った僕の話は反映されていないのです。週何時間とか1日何時間とか月何時間の就業時間とか、いろいろなのがありますよ。介護の問題とか病気の問題とかひとり親とか、生活保護世帯だとか、いろいろな調整指数とかがあるのですが、この辺の——今、人手不足でお母さん方も働きたいのです。子供を遠くへ預けなければいけないから8時間働きたい、フルで正社員になりたいと思ってもパートで甘んじているというのもあるのです、実際に。そういうのをやはり行政が一体となって、今言ったことをリカバーしながら、生産性を高めるということも大事だというふうに考えているのですが、この生産性の指数表に今言った距離ですね。そういったことも調整指数に反映するような形を考えてもよろしいのではないかと私は思うのですが、その辺についてお聞かせいただければと思うのですが。

○議 長 市長。

○市 長 1 雇用確保について

議員のお話しされるとおりだと思います。この地域の生産性とか、そういうのは全部直結する問題なので。ただ、ちょっときょうのところ私がわからないところもあって、そういうこともかなり勘案して、便宜といいますか優位性を持ちながら、いろいろな個々の事情があっても、なるべくみんなをちゃんと拾い上げていこうとする姿勢にあふれているやり方だというふうに思っていたものですから、多分、聞いたこともちょっとあったのですけれども、この辺についてはちょっと担当のほうの話を、まずは現状を聞いていただいて、やはり改善すべきは改善していくということだと思いますが、担当のほうからちょっと話をさせます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 雇用確保について

今ほどのお話ですが、確かに指数の表の中に、自宅からの勤務地、あるいは保育園の場所の距離等を反映させている部分はありません。例えば入所を希望される方がどこの保育園に入れたいかというときには、自宅から近くとか、勤務地から近くとか、いろいろの条件によって自分が入れる希望の場所が変わってくるかと思います。ですので、そういった状況については、申し込みの時点でその点を細かく説明していただくという点が1つあるかと思

ます。

あと、受け入れ年齢の関係で、例えば6か月あるいは3か月とか、そういった小さい年齢で受け入れを希望される場合になると、受け入れの人数が非常に制限されます。例えば3歳児、4歳児であれば、ある程度の範囲の中で受け入れすることができますので、そういった点ではある程度融通がきく部分がありますけれども、小さいお子様の場合にはそういったことができませんので、その中でやはり第一希望が通らないという状況が出てくることはあるかというふうに感じております。以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 雇用確保について

わかりました。よろしくお願ひします。高齢者の雇用の関係ですが、市長のほうからご答弁いただきまして、非常に前向きに取り組んでいらっしゃるという中で、シルバー人材センターですか、新しい施策も打って裾を広げるといふ話になっています。高齢者は経験が豊富でございますので、そういう面で社会でまた活躍していただくことは大いに結構だし、今の人手不足に対しても貢献されると思いますので、ぜひとも継続でお願いしたいと思ひます。

5番の障がい者雇用について、質問させていただきますが、連日、実はメディアで報道されまして、8月の十七、八日のころでしたか、新聞にも大きく取り上げられました。中央官庁で障がい者雇用数の誤りがあったという発表がなされまして、えっと私は言ひました。全く残念ながら、南魚沼市はそんなことはないだろうと、間違いはないだろうと思ひたら、議会の冒頭で市長のほうからおわびと訂正があったのですが。

実は私自身、実務の中で6/1報告というのをかなり手がけた経験がありまして、非常に難しい問題があるのですね、この障がい者の問題は。あなたはこうですかという話ではできないじゃないですか。個人情報がありますし、手帳を見せなさいとかということもできない。法的にもできない。非常にデリケートな問題で、そういう面では、8月そういう報道がなされた後、すばやく市当局から調べていただいて、9月の冒頭の会議で市長のほうから実態を話していただいたというのは、非常にスピーディーな対応でよかったなというふうにおもうのです。

ちょっと前置きが長かったのですが、その中で1点だけちょっと僕の勉強不足で申しわけないのでけれども、聞かせていただきたいのです。この出された文書で障がい者手帳等を確認できる算入は3人。手帳確認ができない人が3人。算入対象外である職種の職員を算入2人というのがあるのですが、算入対象外である職種というのを、ちょっと教えていただきたいのです。算入できない職種というのはあるのですか。よろしくお願ひします。

○議 長 市長。

○市 長 1 雇用確保について

このことについては、きちんと答えなければいけませんので、担当のほうから答えさせますのでよろしくお願ひします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 1 雇用確保について

障がい者雇用の雇用率の判定につきましては、除外される職種が決まっております、例えば警察だとか、消防だとか、あとは医師、看護師、保健師等、その他危険な玉掛けするとか、旅客運送する運転手とか、いろいろな職種があるのですが、そういう職種の中から除外対象の職員が2名、うちは算入されていたということになります。以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 雇用確保について

今ほどの件ですけれども、今言った職種に2人対象者がいたということでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 雇用確保について

引き続き担当から答えさせます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1 雇用確保について

今ほどの件でございますけれども、議員がおっしゃるように、非常にこの調査はデリケートでございます。しかも改正が重なっております、わかりづらい部分もございます。私どもは修正を報告する前の確認作業の前に、ハローワークさんに確認をいたしました。うちはこういう算定をしてこういうふうに出しているのですけれども、法律上の解釈はどうかというような照会をいたしまして、その結果、指摘を受けたものが、今、総務課長が答弁をしたというような内容でございます。

ただ、実はその後、ハローワークからまた再度連絡がありまして、もう一回確認をさせていただきますというような連絡も来ていますので、ともすると、この議会の初日に冒頭市長が申し上げた数字が変わるかもしれませんけれども、ハローワークさんからの正式決定はまだです、わかり次第またご報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 雇用確保について

それでは、その結果を待ちたいと思っております。なぜこの話をするかと言いますと、非常にデリケートな問題なのですが、民間は雇用率を達成しなければ1人当たり月5万円のペナルティーが課せられるのです。多分、南魚沼市にもかなり納めている企業があると思っております。1人5万円ですから、2人、3人、4人、5人いると、年間で言いますともう何百万円にすぐなるのです。ただ、こういった官庁関係はペナルティーがないのです。だからこの問題が公になった場合に、かなりの反発は免れないのです。そういう重要性を占めていますので、非常によく対応はいただいているのですが、その辺はやはり市としても厳粛に受けとめてほしいなど、そんな気がいたします。

障がい者につきましては、自分も雇用して実感はしているのですが、非常に障がい者は仕事に慣れるまで時間がかかります。ただ、慣れると、むしろ健常者よりも一直線に向けて頑張ってくれまして、大きな成果を上げてくれます。それと、今までやはり社会から支援を受

けている者が、逆に今度働くことで社会に貢献するという形になりますから、プラスマイナス効果というのはすごいんですね。ぜひ、そういったことで今後も市長のおっしゃるように、民も官も温かく障がい者の受け入れ雇用、そして人手不足に寄与すればなというふうに思っています。

続きまして、外国人採用の件ですが、今、外国人労働者はなくてはならないです。日本全国、南魚沼市もそうです。たくさんの外国人が働いていらっしゃいます。新聞にも報道されていますが、多分、この臨時国会で今回の在留資格ですとか、就業資格ですか、これも緩和されるのではないかと。もっと外国人を受け入れやすくなるというようにもっていくのではないかとこのように言われています。

そんな中でこういった質問をさせていただいたわけですが、今ほどご丁寧に説明をいただいたのですが、一番外国人が困っているとか、我々がコミュニケーションの中で困っているのは、やはり言葉の問題ですね。仕事を教えたりするにも生活面でもそうですが、南魚沼市は雪の文化もありますけれども、いろいろ聞かせていただく中で、外国人を採用してあまりにも豪雪でびっくりしちゃってもう3日で帰っちゃったというのもあるのです。そういうふうな気候的な環境的にもありますけれども、やはり一番の問題は言葉だという話をされています。コミュニケーションの問題。文化の話もあるでしょうけれども、言葉がうまく交わせないというのが、やはり一番日本人もストレスがあるし、外国人も当然ストレスがあるというふうに言われています。

多分、市としてもいろいろなそういった企画をされているのでしようけれども、週1回、日本語講座とか、あるいは外国人が集まる場をつくってやるとかということが非常にありがたいと本人たちは言っています。僕は自動車の免許とかそういうのが大変なのかなと思ったら、今は英語はもちろんですけれども、中国語のバージョンも自動車の免許は取れるのだそうですね。だからそういう面は意外にいいのですけれども、特にこういうことは国際結婚の方々に関係する話だと思うのですが、就労ビザで例えば限定で1年間、実習で来てくれるとかという人については、やはり言葉の問題じゃないかなという気がしています。

そんなことで、今もう当然市としてもそういったことでコミュニケーションに対して取り組んでいると思いますが、さらに今のコミュニケーション問題、言葉の講座とかいろいろな環境整備について、考えがとおりでしたらお話したいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 1 雇用確保について

この件については、携わっている担当のほうからちょっと話をさせてもらいたいと思います。外国人雇用の問題、そういうことも起きてくるのかなと思っているのは、いろいろな特定の国に対して、そこの労働派遣というのですか、送り出す側の国の体質、制度と申しますが、ちゃんとよくなっているかどうかということを経験した人から聞くのです。市長みずから行って、そういう何ていうのですか、トップセールスと申しますか、人を雇用する、そういう関係をつくる。そういうことまで頑張ってくれなんていう言葉もいただいて、結構

あるのです。そこに至っているわけではありませんが、そういうことも本当に出てくるぐらい大きな問題だなど思っているところでもあります。具体的に受け入れとしてどういうことが今ということ、ちょっと担当のほうから話をさせますので、よろしくお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 雇用確保について

ただいまの吉田議員の言葉の問題、ここら辺に関しまして、私も産業振興部に来まして非常に外国の方と多く会う機会がございます。企業のほうに行っても、やはり言葉の問題というのはありますが、前、産業建設委員会でも牧野議員から翻訳機能の紹介もありました。今は携帯でも翻訳機能は無料のアプリがあります。そこら辺も駆使した中で、経営者側の方はまたしていただければいいと思いますし、行政といたしましても、そこら辺の環境整備は企業の方と連携しながら検討してみたいと思います。以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 雇用確保について

わかりました。

2 サル被害対策について

それでは、続きまして大項目2番目の質問をさせていただきます。サル被害対策について、南魚沼市全体で山裾の畑はサルに荒らされて野菜をつくっても収穫ができなく、各個人にて防衛の網、柵の設置、あるいは花火で追い払い等々、いろいろな工夫をしながら対策を講じるにも苦戦している実態があります。本音として疲れと諦めの声が少なくありません。

市としては、予算計上し森林に生息する動物と共生と保護のもと、被害対策を具体的に取り組んでいることは理解しているところではありますが、対策を踏まえ林市政の所見を伺います。

1、森林との緩衝帯整備及び電気柵の船ヶ沢新田方式、テレメトリー発信機、レーザーによる追い払い等々、具体的対策の成果と課題にどう取り組むか。2、2024年度に創設される森林環境税の導入による森林整備は、森林生態系の維持と保全、有効的なサル被害対策につながっているか考えるがどうか。以上、質問します。

○議 長 市長。

○市 長 2 サル被害対策について

それでは、吉田議員の2つ目のサル被害対策についてです。先ほど梅沢議員とのやりとりの中でかぶる部分もあるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。緩衝帯、森林と集落との境になるというこの緩衝帯の整備は、サルの隠れ場所をなくすためにも非常に有効ということです。先ほども話が出ましたが、モデルとなった船ヶ沢新田地区では効果が非常にあらわれている。ほかもそうだと思います。地域のリーダーの方を中心に地域が一体となって取り組んだ成果だと思っています。第2、第3の成功事例、これはもう既に生まれているところもありますが、特に船ヶ沢は緩衝帯の部分で非常に積極的に取り組んだところだと思っています。その成功事例がどんどん生まれるように取り組みたいと考えているところ

であります。

多くの集落で電気柵の設置であります。設置した箇所については、被害はほとんど確認されない。また、電気柵は適正な管理を行うので非常に効果があるということで、今後も被害が、今こういうように設置していない被害がある地区については、電気柵の設置を進めたいと考えています。

テレメトリー、先ほどの例の発信機のやつですね。GPSはなかなかまだ難しいのですけれどもという話をしました。このテレメトリー調査では、発信機を装着している群れの行動を把握することで、翌日の進路を予測しているということをやるといいます。追い払い活動に活用してもらっている。先ほどの梅沢議員の質問にもありましたけれども、有害鳥獣対策については、さまざまな検討課題があるというふうに認識しておりますので頑張りたい。地域と一緒にやりまして、やっていかなければならないというふうに思っているところです。

2つ目の2024年度に創設される森林環境税、前倒しされるので来年からという制度となっていくわけですが、この森林生態系の維持、サル被害の対策です。国税として創設される森林環境税——まだこれは仮称ですが——これにより賦課徴収された財源、森林現場による諸課題にできる限り早期に対応するために、新たな森林管理制度の施行とあわせ、新たな地方財源として2019年から森林環境税が各市町村、そして都道府県に譲与されるという画期的な形になると思います。

この制度の創設は、温室効果ガス排出削減目標の達成、そして災害防止を図ることをまずは目的としているということです。しかし、今後の森林・林業の促進を図る上では非常に重要なことだというふうに考えています。そういう観点から、これは全部一体だというふうに思います。この活用が期待されていますが、サルなどの生態系の保全も重要な森林機能の一部というふうに考えて、いろいろな形でこれが活用されていくのではないかと思います。

具体的な例であります。サルが出没する集落付近での森林の整備——下草刈りとか枝打ち、間伐、また緩衝帯としての効果を期待できるということにもつながるのではないかと思います。サル被害の対応は、あくまで森林整備の結果としての効果というふうになってしまうかもしれませんが、これは有効的な一連の流れに必ずつながっていく問題だと思いますので大変期待をし、基本的に山に手が入っていくということが、抜本的なサル被害とかイノシシも含めて、そういうことに有効に働いていこうというふうに思っているところでもあります。

○議 長 吉田議員にご案内します。総時間が残り10分となっておりますので、よろしくお願いたします。

4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 サル被害対策について

先ほど梅沢議員が質問していますので、ほぼ全部理解しています。1点だけ、最後にです

が、実は個人的なのですけれども、毎朝1時間近く散歩をするのです。五十沢で山際ですから、ことしは2回サルの群れに出くわしました。全然少ないのですね、サルに出くわした回数が。最近全然サルが出ないなというふうに実感しているのです。自分の足で感じているのですが、先ほど追跡調査とかいろいろやっているのですけれども、いろいろな具体的対策の効果が出てそうなのか、何か裏づけ的なものがデータの的にあれば教えていただいて終わりたいのですが。そういうのは、相関がなければいけないで結構です。

○議 長 市長。

○市 長 2 サル被害対策について

実際に件数が減っていると思うのですけれども、私が報告を受けているというか見解は、山の実りが豊富というのですか、よく実っていることがあるのではないかとことと、ことしはさらに秋、山の実とかそういうのがいいのではないかと話聞いていますが、ちょっと私わかりかねるので、具体的には担当のほうから答えてもらうようにします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2 サル被害対策について

今、市長が答えられたように、私もことしは山の実が多いと聞いておりますが、産業振興部としては、非常に効果が出ているというふうに思っているところであります。以上です。

○議 長 以上で、吉田光利君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は、あす9月11日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。

〔午後2時24分〕